

包括外部監査結果に係る措置状況報告書

【平成26年度 一般会計等における委託料に係る事務の執行について】

(平成28年12月)

東大阪市監査委員

東大阪監査公表第7号

平成28年12月12日

東大阪市監査委員	柴田敏彦
同	牧直樹
同	菱田英継
同	鳥居善太郎

包括外部監査の結果に基づく措置状況の公表について

平成26年度包括外部監査の結果に関し、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により別紙のとおり公表します。

包括外部監査の結果に基づく措置状況

1. 監査の種類

包括外部監査

2. 監査の対象

平成26年度監査テーマ

「一般会計等における委託料に係る事務の執行について」

3. 監査結果に基づく措置状況

監査結果に基づく措置状況については別紙のとおり

凡 例

編集の都合上、図表については、掲載を省略しています。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【1】－(1)
回答所属	危機管理室
項目	【意見1】防災システム及び自動起装置整備事業委託の見積りについて(表1、2)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書60頁】

自動起装置は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)専用受信機からの情報を制御し、防災行政無線及び防災情報システムの複数メディア連携装置を起動させる装置であり、自動起装置の確実な動作を確保するためには、これら連携先の機器仕様に精通している者を委託先とする必要がある。

結果としてすべての防災システム整備関連事業についてパナソニックシステムネットワークス(株)に委託しているが、防災行政無線及び防災情報システム(表1)と自動起装置(表2)は別個に見積りがなされている。この理由として、当初、自動起装置は防災行政無線及び防災情報システムとは別の業者に委託する予定であったが、上述の理由から両契約を同一の業者に委託する必要性が生じたことがあげられる。

しかし今回の防災システム整備事業は市の一大プロジェクトとして実施されており、上述の理由についても当初から認識すべき事項とも考えられる。また、自動起装置については国の交付金を財源とするため別契約にする必要があったが、財源が異なるからといって実質的な見積りを別個にする理由には乏しい。本来であれば両契約をまとめて統一した見積書を手し、コスト低減を図ることが望ましい。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(未措置)】

防災システム及び自動起装置整備事業は財源が異なり別契約にする必要があったため、別々の見積書を手しておりましたが、ご指摘のとおり、財源如何にかかわらず統一した見積書を手すべきであったことを踏まえ、今後、同様の事案があった際はコスト低減に向けた事務処理に努めてまいります。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【1】－(2)
回答所属	危機管理室、管財室
項目	【意見2】防災システムの資産管理について(表1、2)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書61頁】

防災システムの整備にあたり、新設した設備資産について固定資産台帳等の資産管理資料が作成されていない。【危機管理室】

現在、各地方公共団体は、公有財産台帳や個別法に基づく道路台帳等の各種台帳を備えることとなっているが、保有するすべての資産を網羅的に把握できる固定資産台帳は必ずしも、その整備が求められていない。

しかし、総務省より平成26年4月に公表された「今後の新地方公会計の推進に関する研究報告」第268項において、「今後、すべての地方公共団体に適用する新たな基準に基づく財務書類の整備にあたっては、自団体の資産の状況を正しく把握することや、他団体との比較可能性を確保することが重要になることから、各地方公共団体の財政状況を表す財務書類の作成に必要な情報を備えた補助簿として固定資産台帳を整備することが必要である。」とあり、平成26年9月には「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」が公表され、固定資産等の評価方法や固定資産台帳の整備手順等の実務的な取扱いが示されている。平成27年1月には、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」(総務大臣通知)が公表され、新地方公会計制度の導入準備期間は3年が基本とされた。ただし、相応の期間を要する合理的な理由がある場合は5年の猶予が与えられる。

総務省からの標準的なソフトウェアの無償提供が平成27年度に予定されており、準備期間は3年あるものの、固定資産台帳整備に当たり最も時間を要するのが「基礎情報整理」および「現物確認」である。固定資産台帳整備には通常1～2年程度かかり、資料不足などの不測の事態も想定されるため、固定資産台帳整備の準備(資産の棚卸)など、可能な部分から準備を早急に進めていくことが望ましい。【管財室】

・措置状況内容

①危機管理室

【措置状況内容：平成28年9月末(未措置)】

監査の結果を踏まえ、総務省の示す財務書類の作成については、固定資産計上基準に照らし十分に検討した上で、平成28年度に固定資産台帳の整備に向けた作業を進め、防災システムに係る設備資産の適正な管理に努めてまいります。

②管財室

【措置状況内容：平成28年9月末(未措置)】

平成28年度中に固定資産台帳の整備が完了するよう作業を進めております。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【1】－(3)
回答所属	危機管理室
項目	【意見3】防災システムの更なる有効利用及び周知・認度向上について(表1、2)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書62頁】

防災システムは、災害対策本部の設置時のほか、警報など災害のリスクが高まった際に庁内の情報交換の場として災害対策に利用している。近年のゲリラ豪雨の影響を受けて災害リスクも高まっているため、従来よりも柔軟に防災システムを利用していく方針とのことだが、巨額の投資を行っていることから費用対効果を勘案し、更なる有効活用を模索するべきである。

また、全国的にも先進的な防災システムを構築していることについて、市内各地域の自治会理事などを招いて広報活動を実施予定とあるが、本市の防災体制が安全・安心であることについて市民の周知浸透を図るという意味合いでは、現状の広報活動は充分ではないと考えられる。

具体的な対策として例えば、庁内での利用の他、市民に対して防災スピーカーから定時に時報や音楽を放送することにより、避難指示が流れるスピーカーの場所を市民に認識してもらうことは、災害への素早い対応において有効と考える。このような放送や発信は、防災システムの周知・認知度の向上につながることに加え、防災スピーカーの定期的な点検にもつながり幅広い効果を得ることができると考える。また、日々の防犯に役立つ情報を発信することにより、地域の生活に役立てることも考えられ、更なる利用法を検討することが望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(一部措置済み)】

防災システムの有効利用については、自治会の役員が集う自治協議会防災対策部会の会議場として利用されていることに加え、自衛隊、消防庁や他市などの関係機関の視察、学生の防災学習の場にも活用しておりますが、引き続き利用内容の検証を行うなどして有効的な活用に努めてまいります。

また、防災スピーカーの利用法については、東大阪市総合防災訓練や地域の防災訓練の際に使用しているところですが、今後はさらなる利用法の拡大に向け、防犯に役立つ情報の発信についても、関係機関との連携及び地域の理解を深めた上で検討してまいります。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【1】－(4)
回答所属	危機管理室
項目	【意見4】青色防犯パトロール事業委託の最低制限価格の設定について(表3)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書63頁】

一般競争入札及び指名競争入札の場合においては、契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができることとされている(地方自治法施行令第167条の10第2項)。

最低制限価格を設ける趣旨は、価格を下げすぎることによる品質の低下に一定の歯止めをかけること、最低限必要な利潤を受注した事業者に配分しないと最低賃金法違反、不法就労、あるいは買ったたきなど不健全な経営を助長しかねないことがあるためである。

一方で、青色防犯パトロール事業においては、応札者5者のうち4者が最低制限価格であった。このような状況を鑑みると、最低制限価格の設定が適切であったのか、最低制限価格が高すぎたのではないかと懸念される。

現在の本市における最低制限価格の設定については、各所管課に一任しており運用方法が統一されていないが、その設定には慎重な検討が望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(措置済み)】

当該事業は平成26年度をもって廃止いたしております。
今後同様の事象があった場合は、適正な事務処理に努めてまいります。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【1】－(5)
回答所属	危機管理室
項目	【意見5】青色防犯パトロール事業委託の完了確認について(表3)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書64頁】

青色防犯パトロール事業の完了確認の方法として、委託先が市内巡回終了後に提出する「事業日報」の内容を確認している。事業日報には、いつ、どこに、何時間巡回したかが記載されているが、巡回中の気づき事項、例えば、街灯が少なく薄暗い、といったことは記載されない。

確かに、青色防犯パトロールは自主的に行うものであり、特別な権限が与えられているわけではないが、年間14百万円の委託料に対して、実施内容が主に市内の巡回では費用対効果の観点から疑義があり、これは上述【意見4】の最低制限価格で4者も応札があったことにも起因するのではないかと考える。

大阪府警察が作成した「青色防犯パトロールの手引き」においても、「パトロール中に気づいた点は、記録に努め、警察、自治体、学校等へ連絡するとともに、お互いに情報を共有できるようにして下さい。」とあることから、「事業日報」に気づき事項等を積極的に記載してもらい、翌年度以降に委託先が変更されても当該事業におけるサービスの質が向上する仕組みの構築が望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(措置済み)】

当該事業は平成26年度をもって廃止いたしております。
今後同様の事象があった場合は、適正な事務処理に努めてまいります。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【2】－(1)
回答所属	広報広聴室広報課
項目	【意見6】広報番組制作・放送業務委託の随意契約理由の回議書における記載方法について(表1)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書67頁】

本件については、東大阪市広報番組制作及び放送業務から構成されている。
 随意契約の理由として、契約の性質が競争入札に適さないと回議書に記載している。随意契約の理由を別途担当者にヒアリングした結果、本市は平成25年度には(株)ジェイコムウエストの株式を保有していたことから、公共機関向けの株主割引が適用されており、他民間放送会社等よりも安価と想定されること、また、放送業務としては、(株)ジェイコムウエストは本市内世帯の加入率が約7割におよび市民の認知度が高いことから随意契約が適当であると判断した、とのことであった。
 しかし、回議書に記載されている随意契約理由が抽象的な理由に留まることから、適切な決裁を受けるためには、個別具体性のある理由を記載することが望まれる。
 長崎県等他の自治体において同様の業務委託契約で競争入札をしている事例がある。また、近年では情報提供の媒体としてテレビのみに限る必要はなく、住民の利用状況を十分に分析し、他の媒体への変更も含め、契約の性質が競争入札に適するか否かについて再検証することが望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(未措置)】

平成10年7月のケーブルテレビコミュニティチャンネル開局以降、同番組において市広報番組「虹色ねっとわーく」の放映を開始しました。現在では、市内加入者は15万世帯(約7割)を超え、長年続く同番組への市民の認知度も高く、市民の間でも定着しており、他の媒体等へ移行となれば、市にとって大きなマイナスになると考えております。これらの理由については、次年度より回議書においても明確に記載してまいります。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【2】－(2)
回答所属	広報広聴室広報課
項目	【結果1】広報番組制作・放送業務委託等の随意契約における予定価格の積算について(表1、2)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書67頁】

予定価格を積算していない。委託業務については原則全ての契約について予定価格を積算し、委託金額の経済的合理性を検証する必要がある。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(未措置)】

平成29年度より、予定価格の積算を行ってまいります。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【2】－(3)
回答所属	広報広聴室広報課
項目	【結果2】広報番組制作・放送業務委託の随意契約における相見積りの実施について(表1)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書67頁】

本件においては、平成25年度には(株)ジェイコムウエストの株式を保有していたことから、公共機関向けの株主割引が適用されており、他社よりも安価と想定されるためと考えられるが、相見積りを実施していない。

しかし、東大阪市財務規則第108条に、「令第167条の2の規定により随意契約によろうとするときは、契約の目的、内容その他契約について必要な事項を示して2人以上の者から見積書を提出させなければならない。」とあり、相見積りの実施を省略できる場合とは、「予定価格が50,000円以下であるとき又は契約の相手方が1人の者に特定される時若しくは2人以上の者から見積書を提出させることが困難なときその他2人以上の者から見積書を提出させることを要しないと認められる特別の事情があるときのみである。」と規定されている。株主割引の適用のみや過去の入札の経緯のみをもって他社よりも安価と判断するのは早計であり、相見積りを実施する必要がある。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(見解の相違)】

株主割引のみを随意契約の理由としているのではなく、視聴可能世帯数や放映時間・放映回数を考えた場合、市広報番組「虹色ねっとわーく」を制作、放映できる企業は、J.COMだけであると考えており、他社に同様の仕様において見積書の提出は困難であると考えております。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【2】－(4)
回答所属	広報広聴室広報課
項目	【意見7】刊行物配送業務委託の委託先の選定方法について(表2)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書68頁】

本件が第6号随意契約となっている経緯は、平成17年度に一般競争入札を行ったが不調に終わったことが主な要因とのことであり、平成26年度においては、大手1社の団体向け配送料、大手2社の個人向け配送料の調査を行った上で、第6号随意契約が適当と判断したとのことである。しかし、当配送業務は本市内の配送に限られる業務であることから、必ずしも大手である必要はなく、当配送が可能な地元企業からの相見積りの実施も検討することが望ましいと考えられる。また、前回の入札から相当の年数が経過していることから、相見積りの実施の状況や、他自治体の入札状況を検証し、一般競争入札も視野に入れた入札方法を再考することが望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(未措置)】

市政だより等の配送業務は、配送先である自治会役員宅を含め約600カ所もの指定場所へ、遅配・誤配などを起こさず、スムーズに配送することが必要です。また、配送先の変更(自治会役員の交代や臨時配送など)が突発的に生じることが度々あり、急な変更にも適切な対応が求められません。

現在の委託事業者は、契約当初よりその業務内容を熟知し、市域の特性や道路事情などにも詳しく、配送指定場所への順番・時間厳守に努め、地域にも密着した経営に取り組んでおり、市政だより等の配送に対する自治会等からの信頼も厚い。また、1日に約600カ所へ配送する体制と、市政だより・各情報紙・回覧板などの効率的な仕分けのノウハウを持っており、そのための作業スペースや設備も確保している。

これらのことから、年間23回の配送業務は長年培ったノウハウを有する必要があることから現在の事業者に委託することが現時点では有効と考えております。

当該事業に係る契約方法につきましては、刊行物の発行手法の変更などの際に適切に検討してまいります。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【3】－(1)
回答所属	情報化推進室
項目	【結果3】税宛名管理システム構築保守業務委託等の随意契約における予定価格の積算について(表1、2、3、4、5、7、8、9、10、12、13、14、15、16、21、22、23)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書82頁】

予定価格を積算していない。委託業務については原則全ての契約について予定価格を積算し、委託金額の経済的合理性を検証する必要がある。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(未措置)】

随意契約を締結している案件において、契約相手方以外には業務の実施が不可能であるもの(表1、2、3、4、5、7、8、9、10、12、13、15、16、21、22、23)につきましては、他の事業者から見積りを取得することは出来ず、また、市独自に価格を積算することも困難であるため予定価格は積算していませんが、契約金額を決定する際に、事前に見積書を取得し、作業工数や単価が高く設定されていると見受けられた場合には、内容の見直しを依頼するなどして契約金額の適正化に努めています。他事業者での業務実施について可能性のあるもの(表14)につきましては、今後、予定価格の積算を検討してまいります。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【3】－(2)
回答所属	情報化推進室
項目	【意見8】税宛名管理システム構築保守業務委託等の業務完了届など委託先が作業の完了を示す書面への職員確認証跡について(表1～23)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書83頁】

委託業務が契約どおりに履行されていることを確認することは、委託業務の妥当性を検証するうえで重要な事項である。確認の方法は様々であるが、委託先から入手する業務完了届など作業の完了を示した書面に職員が証跡を残すことによって、履行確認の結果を取りまとめている。この際、職員の確認証跡が不明確であり、誰がいつ確認したか把握できないものがあった(表1、6、7、9、13、22、23)。形式的なことではあるが、適時適切に実績確認を行っていることを示す観点からも、確認証跡は適切に残すことが望まれる。

また、どのように確認したかについて契約書や仕様書などをもとに調書化すれば、契約履行確認の実効性や客観性が高まるため、調書化することが望ましい(表1～23)。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(措置済み)】

業務の実施確認につきましては、従来から実施しています業務完了届の受理及び所属長が押印した検収書の発行による確認に加え、定例会議等の際の契約相手方からの実績報告の確認その内容を記した議事録をもって証跡としています。

また、契約履行確認の調書化につきましても、平成28年度より実施しています。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【3】－(3)
回答所属	情報化推進室
項目	【意見9】税宛名管理システム構築保守業務委託等の完了確認について(表1、6、7、9、15、16、22)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書83頁】

本件は、各種システムの保守業務委託であり、委託先から定期的に作業報告を受けている。しかしながら、本市では作業報告を元に予定工数と実績工数との比較分析を実施していない。

予定工数と実績工数を比較していない場合、必要な業務が適切に実施されたか確認できず、また契約において必要とされていたにも関わらず削減可能な作業工数があった場合にそれを識別できず、将来の同様の保守業務の契約締結の際に情報を活用できない。特に、システムの保守業務の場合、競争入札が適さないという理由で、同じ業者と継続的に随意契約を締結するケースがほとんどであり、安易に前期と同様の内容・金額で継続的に契約が締結される可能性が高いため、留意が必要である。

予定工数と実績工数との比較分析を実施する体制を構築することによって、削減可能な作業工数を識別し、翌年度以降の見積りに反映させることにより、必要なサービスを経済合理的な金額で契約締結することが望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(未措置)】

ご指摘いただきました予定工数と実績工数の比較につきまして、平成28年度内に実施し、翌年度以降の見積りに反映させるよう努めてまいります。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【3】－(4)
回答所属	情報化推進室
項目	【意見10】庁内LANヘルプデスク業務委託の効率化について(表6)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書83頁】

本件の委託内容は「①東大阪市職員が利用する庁内LANシステムにおける操作方法に関する問い合わせ対応、ならびにパソコンやプリンタの故障発生時における連絡調整等を行い、円滑なシステム運用をはかる。②問い合わせ対応実績を記録・整理することで、障害傾向等の分析に必要な統計データを作成する。」ことを内容としており、一定の技術経験を有する者2名を常駐させることになっている。

しかし、最近ではシステム不具合等の対応件数は減少しており、また、案件も過去のものと同重複することもあり、2名固定での契約はやや高額と考えられる。一方で2名体制でないと専属の人が欠けた場合、対応できないことも想定されるため、2名体制の必要性もあると考えられる。過去の対応内容をリストアップして対処方法のマニュアルを作成すること、及び掲示板の庁内浸透を図ることにより1名体制にできないか等、検討することが望ましい。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(措置済み)】

ご指摘のとおり、対応内容のリストアップや掲示板での質問・回答は既に実施しており、これらの運用を踏まえ、ヘルプデスク業務の体制について検討いたしました。

しかしながら、庁内LANシステムは都度更新が行われており、更新時期・人事異動の繁忙期の対応等(時間を要する案件含む。)の件数は必ずしも減少・重複しているとは言い難く、又、外部施設対応等の離席も頻繁にあることから、1名体制では業務に支障をきたすものと考えております。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【3】－(5)
回答所属	情報化推進室
項目	【結果4】庁内LANヘルプデスク業務委託等の指名競争入札における予定価格の積算について(表6、11、17、18、19、20)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書84頁】

指名競争入札に採用した予定価格の積算方法は、1業者からの見積書もしくは前年度実績を参考としたもののみであった。

指名競争入札による場合の予定価格の積算方法は、一般競争入札の規定である東大阪市財務規則第100条を準用することとなる。同規則第100条第3項によれば、「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多少、履行期間の長短、支払時期等を考慮して適正に定めなければならない。」とされている。

本件において、1業者からの見積書もしくは前年度実績を参考としたもののみではなく規定に即して独自の積算をすべきである。

なお、表11及び19の契約方法は随意契約であるが、指名競争入札を行ったが不調となったことによるものであり、その過程を検証した結果として上記に含めて記載している。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(措置済み)】

ご指摘のとおり、平成27年度以降、複数の事業者より見積りを取得し、実施しております。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【3】－(6)
回答所属	情報化推進室
項目	【意見11】庁内 LANヘルプデスク業務委託の履行保証険書の入手について(表6)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書84頁】

本件は諸般の事情により、委託先がアール・オー・エス・ビジネス(株)からアール・オー・エス西日本(株)に変更されている。ここで東大阪市財務規則第117条によれば、「契約者が、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書が提出されたときは契約保証金の一部又は全部を免除できるとある。本契約においてもアール・オー・エス・ビジネス(株)から保険証書を入手し契約保証金を免除されているが、変更後のアール・オー・エス西日本(株)からは保険証書を入手していない。契約の履行性の確保という契約保証金の趣旨からすれば、委託先を変更する際にはあらためて履行保証保険証書を入手するという対応が望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(措置済み)】

ご指摘のとおり、指摘後早々に変更し、再度受領致しました。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【3】－(7)
回答所属	情報化推進室
項目	【結果5】税システム再構築詳細設計支援業務委託等の調度課との合議について(表8、15)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書85頁】

本件については契約金額が500万円超であるにもかかわらず、調度課との合議がなされていないなかった。

毎年、財務部長からの通知文において、「契約予定金額が委託料で500万円、使用料及び賃借料のリース物件で80万円を超える施行起案については、合議のため調度課長へ起案回付」することとなっている。

この趣旨は、少なくとも高額な契約については、不正防止等のために各原局に対する内部牽制を実施する観点と、調度課における契約管理の観点から必要とされているもので、条例等の規定ではないものの遵守すべき重要な取り決めであると考え。今後においては、該当案件については漏れなく合議を行う必要がある。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(措置済み)】

ご指摘のとおり、以後、他文書も含め、十分注意して回議しております。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【3】－(8)
回答所属	情報化推進室
項目	【結果6】庁内LANパソコンOSアップデート業務委託の完了確認について(表10)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書85頁】

本件は、東大阪市庁内LANのパソコンに関するOSアップデート作業をリース会社であるリコージャパン(株)に委託したものである。委託先による作業完了後、業務委託届を受領して現物を確認しているものの、対象となるPCの作業完了消込作業を行わずに検査を終了していた。網羅的に作業が完了したことを確認したうえで検査を終了するべきである。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(未措置)】

平成27年度及び平成28年度におきましては、同様の契約はございませんでしたが、今後同委託の案件におきましては、ご指摘のとおり消込作業等を実施してまいります。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【3】－(9)
回答所属	情報化推進室
項目	【結果7】電子機械操作業務委託等の随意契約の根拠条項(号)について(表11、12、19)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書85頁】

本件が随意契約に至った経緯は、指名競争入札を行ったが不調となったことによるものであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当する。しかしながら、回議書に添付される理由書では、根拠条項(号)を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号と誤記していた。どの規定に該当するかは随意契約を締結できるかどうかの重要な判断基準であり、根拠条項(号)が異なれば、随意契約締結の判断を誤導するおそれもある。また、根拠条項(号)に誤りがあるにもかかわらず決裁が行われたことは、理由書の検証手続にも問題がある。今後、随意契約に関する理由書は正確に記載すべきであり、決裁権者は、記載内容を十分確認検討した上で決裁を行うべきである。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(未措置)】

平成27年度及び平成28年度におきましては、同様の案件はございませんでしたが、今後は、ご指摘いただきましたとおり、随意契約に関する理由書は正確に記載してまいります。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【3】－(10)
回答所属	情報化推進室
項目	【意見12】連携データ一括出力機能開発委託の開発内容の事前検討について(表13)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書86頁】

本件は、住民総合システムの共通基盤DBと共通宛名DBとの突合処理に活用できる住民総合データを、共通基盤DBに取り込める形式でのデータ出力及び送信機能の開発を委託するものである。契約方法は随意契約であり、当該システムの開発業者であることを理由に富士ゼロックスシステムサービス(株)と契約を締結していた。本契約の内容は、当初の開発時に含めることができ、委託金額の低減を図れるものであったが、分割した契約となっている。

これは、平成24年7月の法改正に対応するにあたり、工程期間が厳しく、本契約の内容まで至らなかったことによる。工程期間中に作業が完了するよう、法改正の公布の段階で、施行時の開発内容を可能な限り検討することが望ましい。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(措置済み)】

ご意見を踏まえ、以後、システム開発を検討する段階で、想定し得る全ての機能を仕様に取り込み、調達を実施しております。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【3】－(11)
回答所属	情報化推進室
項目	【結果8】コンピュータ室分電盤設置業務委託の相見積りの実施について(表14)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書86頁】

本件においては、相見積りを実施していない。

しかし、東大阪市財務規則第108条に、「令第167条の2の規定により随意契約によろうとするときは、契約の目的、内容その他契約について必要な事項を示して2人以上の者から見積書を提出させなければならない。」とあり、相見積りを省略できる場合とは、「予定価格が50,000円以下であるとき又は契約の相手方が1人の者に特定される時若しくは2人以上の者から見積書を提出させることが困難なときその他2人以上の者から見積書を提出させることを要しないと認められる特別の事情があるときのみである。」と規定されている。相見積りを実施する必要がある。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(未措置)】

平成27年度及び平成28年度におきましては、同様の案件はございませんでしたが、今後、同様の案件におきましては、ご指摘のとおり相見積りを実施してまいります。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【3】－(12)
回答所属	情報化推進室
項目	【意見13】入力パンチ処理業務委託の単価契約に係る契約保証金について(表18)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書86頁】

本件は単価契約であり、1箇月あたりの請求額が500万円以下のため、東大阪市財務規則第117条第3号により契約保証金が免除となっている。

しかし、本件では契約時に支出見積額9,589千円が支出負担行為書として伺いが行われており、総額で500万円超の契約になることが予想されている。契約履行の確保及び担保という契約保証金の趣旨からすれば、総額で500万円を超過することが見込まれるのであれば、契約保証金を設定することが望ましい。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(措置済み)】

ご指摘のとおり、同案件につきましては、平成27年度より契約保証金を納付させております。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【4】－(1)
回答所属	障害者支援室
項目	【意見14】高井田障害者センターの非公募による指定管理者の選定について(表1)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書94頁】

本市では、平成20年9月に東大阪市外郭団体統廃合等方針を策定し、「外郭団体自体あるいは外郭団体が実施している事業について、今後も行政を補完するものとして必要か、統廃合により効率的な執行ができないか、市の関与を離れ自立できないか、民間事業者で対応可能ではないか」という観点から統廃合等の見直しが行われている。その中で、障害者福祉に関しては、「障害者福祉の分野では、障害者自立支援法が未だ制度的に確立されたものではなく、民間社会福祉法人の進出に多くを望めない中で社会福祉事業団の持つノウハウ、事業規模は本市にとって欠かせないものであり、今後はこの分野に重点化して事業展開する。」という立場を採用している。

また、指定管理者の選定方法については、「民間事業者やNPO等の参画により、効果的・効率的な運営や市民サービスの向上が期待できる場合は原則として公募としているところであるが、本方針に基づく統廃合等を円滑に進めるため経過期間が必要な場合は、公募せず外郭団体を選定することで対応する」としており、当面、現在の指定管理者について、経過期間として非公募で選定してきた。

しかし、経過期間後の中長期の当該指定管理の在り方について、平成25年8月に策定された「東大阪市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例」で方向性が示されたが、本来、指定管理者は公募型で選定されるべきである。長期的な観点からは、障害者福祉分野の民間業者の新規参入の可能性もあることから、定期的に当該施設で行うべき事業を包括的に運営できる団体の有無について検証すると共に、切り離しが可能な業務については公募型プロポーザルの導入を検証する等、効果的・効率的な管理運営手法について、継続的に検討を続けることが望ましい

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(未措置)】

包括外部監査による結果及び意見を踏まえ検討してまいりましたが、高井田障害者センターは平成29年4月に開設される東大阪市立障害児者支援センターに統合されることとなり、当指定管理者の選定につきましては子どもすこやか部に移管することとなりました。

なお、今回については、長きに渡って障害児者福祉の中心を担ってきた実績と高度な専門知識や長年の経験に基づくノウハウを有している点を総合的に評価して非公募としましたが、今後については、切り離しが可能な業務については、公募型プロポーザルを導入することが有効なのかどうかを含め総合的に検討してまいります。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【4】－(2)
回答所属	行財政改革室
項目	【意見15】高井田障害者センターの指定管理者の独立性について(表1)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書94頁】

『平成18年度包括外部監査報告書(テーマ:外郭団体の「経営に係る事業の管理」及び「財務に関する事務の執行」について』において、下記の意見があった。

「委託であれ指定管理者の選定であれ、市の行政サービスを代行する団体については、公平性の観点から「市からの独立性」(実質的な独立性のみならず外観的独立性も含めて)を確保することが必須といえる。」

(社福)東大阪市社会福祉事業団においては、平成18年度末時点では東大阪市の出資比率は100%、理事長は元東大阪市助役であり、平成25年度末時点でも出資比率は変わらず、理事長は元東大阪市職員、また理事長を除く理事10名の内、元又は現市関係者が3名であった。この傾向は平成26年度も引き続いており、平成26年4月1日以降は理事長が元東大阪市職員であり、また理事長を除く理事10名の内、元又は現市関係者が3名という状況であると共に、人事面も含めて(社福)東大阪市社会福祉事業団の管理運営は実質的に東大阪市が継続して担っており、現在でも市から独立性を確保しているとは言い難い状況である。

本来指定管理者は公募型で選定することが原則であり、民間企業と競争していくためにも、指定管理者の市からの独立性の確保は必須であると考えます。また、(社福)東大阪市社会福祉事業団は、組織として市からの自立化を図るために、当面、市は当事業団の自立化を支援することが望ましい。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成28年9月末(未措置)】

本市では「人的関与のあり方」を定め、東大阪市社会福祉事業団など外郭団体に係る人的支援については最小限の関与となるよう努めております。また、同事業団の自助努力を促し自立化を支援するため、新たに整備する「東大阪市立障害児者支援センター」の指定管理については、利用料金制の採用を検討いたしております。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【4】－(3)
回答所属	障害者支援室
項目	【意見16】高井田障害者センターの指定管理者の成果指標の設定について(表1)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書95頁】

『平成18年度包括外部監査報告書』において、他団体に対してであるが、下記の意見があった。
 「協定書において、事業内容毎の目標としての成果指標を具体的に設定しておらず今後、市が指定管理者の業務成果をいかに管理しようとしているか不明確である。」
 高井田障害者センターについては、協定書上、市は指定管理者に事業計画書の提出を求めており、事業計画書は提出されているが、具体的な成果指標は設定されておらず、依然として市が指定管理者の業務成果をいかに評価し、利用しているか不明確な状況であり、改善が望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(未措置)】

ご指摘のとおり、具体的な成果指標を設定しておらず、指定管理者の業務成果の評価・利用方法も設定できていない状況です。すみやかに具体的な成果指標、業務成果の評価・利用方法を設定してまいります。

なお、高井田障害者センターは平成29年4月に開設される東大阪市立障害児者支援センターに統合されることとなり、当指定管理につきましては子どもすこやか部に移管することとなりました。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【4】－(4)
回答所属	障害者支援室
項目	【意見17】高井田障害者センターの指定管理の予算査定について(表1)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書95頁】

『平成18年度包括外部監査報告書』において、下記の意見があった。
「市が指定管理者に支払う委託管理経費の金額の予算査定につき、その算出根拠が実態を適宜、適切に反映しているか疑問が残る。」
市は予算査定の根拠として、指定管理者から提出される見積書に依っている。本来的には事業内容の目標に沿った事業計画、人員配置計画及び前期稼働状況等を加味し、それを基に市側が内部積算の上、見積書の内容の妥当性について検証することが望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(措置済み)】

包括外部監査による結果及び意見を踏まえ、人件費については関係部局を含め協議を行い、指定管理者から見積書を提出させています。人件費以外の部分については指定管理者からヒアリングを行っております。平成27年度の精査内容としては、平成29年4月東大阪市立障害児者支援センターへの移転を踏まえ、施設修繕費等を中心に行いました。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【4】－(5)
回答所属	行財政改革室
項目	【意見18】高井田障害者センターの指定管理者制度における保証金の取扱いについて(表1)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書96頁】

現在、委託契約の保証金については、地方自治法に基づき東大阪市財務規則第115条以降に規定されているが、指定管理者制度への準用は想定しておらず、また、「東大阪市公の施設の指定管理者制度の運用にかかる指針」において保証金についての規定がない。このため、実務上も指定管理者からは保証金を徴収していない。しかし、指定管理者の中には、施設の経営状況の悪化や指定された事業者自身の倒産等の理由で指定管理者自らが撤退する事例も見受けられる。そのため、昨今ではこうした指定管理者の撤退・取り消しを防ぐために、協定時に保証金を納付することを義務付ける地方公共団体も見受けられる。

指定管理者制度について、義務の履行の重要性や履行できなかった場合の市の損失リスクを勘案し、保証金を徴収するか否かの検討が望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(未措置)】

指定管理者制度において保証金を徴収することは、市の損失リスクをより低減できるメリットがある半面、資金力が弱い団体に対する参入障壁となるなどのデメリットもあっておられます。

現在は、指定管理者の選定時に、応募者の財務状況その他安定した運営を行う能力があるかを十分に評価することで、市の損失リスクを低減できるように努めているところです。

今後も、指定管理者による施設の管理状況や他市における保証金の取り扱いなどを踏まえて、保証金の徴収の要否について引き続き検討してまいります。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【4】－(6)
回答所属	障害者支援室
項目	【意見19】相談支援事業委託の回議書における随意契約理由の不記載について(表2)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書96頁】

(社福)東大阪市社会福祉事業団を除き、随意契約の理由について記載なく回議の上、承認されている。記載されていない理由として、業務委託契約書において、東大阪市相談支援事業実施要綱に基づく事業を委託する旨が記載されているため記載不要と判断した、とのことであった。しかし、回議書は随意契約の選択やその理由を承認するものであることから、それらが回議書に適切に記載されている必要がある。回議書に東大阪市相談支援事業実施要綱に基づく事業を委託する旨を記載しているのみでは、随意契約先が妥当であるかを判定することが可能か、また承認行為が果たして適切に実施されていたのか明確ではない。
回議書の記載事項については、必要事項を確実に記載する様式を設定するのが望ましい。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(措置済み)】

包括外部監査のご指摘を受け、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を行う旨及びその理由について、平成27年4月1日契約より、回議の際に記載しています。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【4】－(7)
回答所属	障害者支援室
項目	【意見20】東大阪市相談支援事業実施要綱について(表2)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書96頁】

東大阪市相談支援事業実施要綱第3条では、要綱の施行日前又は改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第49条に各々規定されている活動実績が必要となっている。同要綱の施行日及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第49条の改正日は共に平成19年4月1日である。現在、平成19年4月1日以前に当活動実績がある団体は現在の委託先である8団体のみであり、同要綱によると将来この8団体以外が委託先になりうる可能性はゼロである。

一方、東大阪市相談支援事業実施要綱に基づく事業を委託する旨が記載されていること、及び、障害者自立支援法の意図する、「障害の種別(身体障害・知的障害・精神障害)にかかわらず、障害のある方が必要なサービスを利用できるよう、サービスを利用する為のしくみが一元化されること」を達成可能である事業所として現委託先8カ所が要件を満たしており、新規の事業所に決定することは、実績や利用者との関係性からの判断のみならず、障害者別や地域分担も考慮する必要があり困難であると判断した、とのことから、平成19年度より継続して本件を委託している、との回答であった。

しかしながら、市の指定相談支援事業者は23団体ある。平成19年4月1日以前に活動実績がない上記8団体を除く特定相談支援事業者の当委託業務の実施能力の有無について市の担当者に確認したところ、当該事業者は、市から受託料を得ずに同様の業務を実施しており、当要綱で要綱設置時点における実績を必要とすることは、新規事業者への委託を徒に制限する恐れがある。

そのため、契約機会の公平性、公正性の観点から当要綱の妥当性及び改正について再検討が望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成28年9月末(未措置)】

平成29年度に委託相談支援事業再構築が出来るよう、関係部局と協議を行っております。また、平成28年度にはプロポーザルを実施し、新規事業者が参入可能であるよう検討しております。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【4】－(8)
回答所属	障害者支援室
項目	【意見21】相談支援事業委託等の実績に応じた委託料の設定について(表2、3)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書98頁】

東大阪市相談支援事業委託及び東大阪市地域活動支援センターⅠ型事業委託に係る委託契約金額については、業務委託契約書において、事業所規模及び活動実績に関わらず、各事業所へ委託料が一律となっている。

しかし、実際には事業所ごとに支援件数や支援対象となる登録者数、延べ利用者数に差がある。平成25年度の事業所ごとの支援実績件数を形態を問わずに集計した場合、支援件数が最小であった事業所では592件、最大であった事業所では8,173件であった。東大阪市地域活動支援センターⅠ型事業委託については、(一社)つどい(上半期事業運営者は(社福)鴻池福祉会である。以下「つどい等」とする。)及び(社福)天心会において平成25年度末現在の登録者数は各々139名、137名、年間延べ利用者数は4,909名、5,267名となっている。

支援実績に関わらず一律の委託料となっているが、市民への貢献度、すなわち支援実績に応じた委託料とすることが、経済性及び公平性の観点から望ましい。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(未措置)】

包括外部監査のご指摘を受け、平成29年度に向け、財政部局と協議を行っており、実績払いでの委託契約への見直しを検討しております。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【4】－(9)
回答所属	障害者支援室
項目	【結果9】相談支援事業委託等の契約保証金について(表2、3)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書98頁】

障害者支援室では、契約保証金について、東大阪市財務規則第117条第3号の規定により、株式会社や有限会社を除く社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人等については原則免除の取扱いとしている。

しかし、社会福祉法人や一般社団法人、一般財団法人等については、一般的に財務基盤が強固とは言い難い団体が存在すると想定され、社会福祉法人等であることのみをもって契約不履行のおそれがないとは判断できない。さらに、契約金額が500万円を超える場合には、履行保証保険証書入手する必要がある(「委託料、使用料及び賃借料の契約事務の取り扱いについて(通知)平成12年3月10日付 調度課長」)ことを考慮すると、同規則により契約保証金を免除する場合には、各委託先の財政状況等を検討の上、明確な根拠資料を整備しておくとともに内容を文書化しておく必要がある。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成28年9月末(未措置)】

平成29年度委託契約に向け、契約保証金を免除する場合には、各委託先の財政状況等を検討し、明確な根拠資料を整備しておくとともに内容を文書化しておくことを検討しております。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【4】－(10)
回答所属	障害者支援室
項目	【意見22】相談支援事業委託等の支出の算出方法について(表2、3)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書98頁】

東大阪市相談支援事業及び東大阪市地域活動支援センター I 型事業を受託している(一社)つどい等及び(社福)天心会においては、各々常勤専従職員1名及び常勤職員2名、常勤職員2名が両委託業務に従事する職員として「相談事業職員配置計画書」に記載されている。委託料に対応する支出として報告される人件費や賃貸料は、委託料が適切であるかどうかの指標となるものであるが、「収支精算書」及び「事業実績報告書」上、契約者の職員に係る人件費のうち当契約に対応する部分を算定するための按分方法が不明である。また、賃借料など委託料に占める割合の高い支出内容についても同様の状況である。東大阪市相談支援事業については、「収支精算書」及び「事業実績報告書」を以て精算がなされることから、人件費・経費等支出の各事業費への按分状況について定期的に検証することが望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(未措置)】

平成29年度委託契約に向け、東大阪市地域活動支援センター I 型事業について契約者の職員に係る人件費のうち当契約に対応する部分を算定するための按分方法を明確にすることを検討しております。東大阪市相談支援事業についても人件費・経費等支出の各事業費への按分状況について定期的に検証することを検討しております。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【4】－(11)
回答所属	障害者支援室
項目	【意見23】相談支援事業委託の完了確認について(表2)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書99頁】

東大阪市相談支援事業委託事業の契約上、各事業所へ委託料を一律半年で6百万円、年間で12百万円を支払い、「収支精算書」及び「事業実績報告書」に基づいて実費精算の結果、余剰金が生じたときには速やかに返還する旨が規定されている。

しかし、当精算にあたって、「収支精算書」及び「事業実績報告書」を受領するのみで内容についての検証は行われていない。業務委託契約書上、当契約に係る経理を明らかにする帳簿を作成し、関係書類とともに整理保管しなければならない旨が記載されており、「収支精算書」及び「事業実績報告書」の内容を検証することは可能であることから、「収支精算書」及び「事業実績報告書」の内容について定期的に検証を行うことが望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(未措置)】

平成29年度委託相談支援事業再構築の中で実績払方式の導入を検討しており、「収支精算書」及び「事業実績報告書」についても定期的に検証を行ってまいります。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【4】－(12)
回答所属	障害者支援室
項目	【意見24】新障害児者支援拠点施設新築工事の実施設計業務委託について(表4)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書99頁】

設計業務は、基本設計業務及び実施設計業務から構成され、本件は実施設計業務を委託したものであり、当初、履行期間平成25年5月21日から平成26年3月31日で契約を締結している。

基本設計完成後、平成25年2月に住民説明会を実施したものの、その後住民との協議により実施設計業務の完成を目前にして、平成26年1月17日及び平成26年3月7日に実施設計を変更している。また、平成26年1月17日に運営主体となると想定される(社福)東大阪市社会福祉事業団より医療機能部分に関して申し入れがあり、医療区画の実施設計を変更している。

当設計変更により、契約金額(税込)が52,867千円から61,248千円へと8,380千円増額、履行期限が平成26年3月31日から平成26年6月30日まで延期されている。

当設計変更に係る事務処理手続きとしては「東大阪市事務専決規程」において、当初工事契約について専決した契約金額の増額に係るものについては副市長の専決事項と規定されており、当規程に則った処理が行われている。しかし、平成25年2月の住民説明会時点においてすでに設計面での住民要望があり、実施設計業務について入札前実施設計業務の早期段階にて住民との間に合意が得られていれば不要であった費用が発生したと考えられる。また、(社福)東大阪市社会福祉事業団からの申し入れについても、事前に同事業団との検討を実施しておけば、今回のような契約変更は起こらなかったと想定される。

今後、同様の設計業務委託に際しては、住民や事業者等への早期合意の必要性について十分考慮し、不要な追加費用の発生を防ぐことが望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成28年9月末(未措置)】

今後、同様の設計業務委託に際しては、住民や事業者等への早期合意の必要性について十分考慮し、不要な追加費用の発生を防いでまいります。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【5】－(1)
回答所属	高齢介護室高齢介護課
項目	【意見25】介護老人保健施設四条の家の非公募による指定管理者の選定について(表1)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書112頁】

本件については、対象施設である東大阪市立介護老人保健施設「四条の家」が平成25年度で廃止となることを理由に、従前の指定管理者である(社福)東大阪市社会福祉事業団を引き続き、非公募により指定管理者として選定しているが、非公募による選定であるため、委託先以外の者に、事業への参入機会とは与えられていない。

従来、福祉分野に関しては民間業者が未成熟であることからこれらの業務を外郭団体が実施してきた経緯があり、また、本年度で当該施設が廃止になるという状況があることは考慮すべき要件として挙げられるが、委託の透明性、公平性の観点から、第三者の事業参入の機会を与えない非公募による指定管理者の選定は適切とは言えず、公募による指定管理者の選定の検討が望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成28年9月末(措置済み)】

同施設は、包括外部監査実施以前より、平成25年度での廃止を決定しており、入所者も多数いたことから混乱を避けるため、当時は引き続き非公募で選定を行ったものでありますが、同施設については、計画通り平成25年度で廃止いたしております。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【5】－(2)
回答所属	高齢介護室高齢介護課
項目	【意見26】角田総合老人センターの非公募による指定管理者の選定について(表2)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書113頁】

表2の通り、各老人センターの指定管理者の選定方法は非公募となっている。これは、平成24年度より各老人センターを拠点に(社福)東大阪市社会福祉協議会(以下、市社協)とともに「高齢者支え合いのまちづくり推進事業」を実施しており、拠点である各老人センターの管理を同事業と一体に行う方がより効率的な管理が可能となると判断されたため、「公募によって選定することにより、公の施設の設置目的や管理運営に支障が出るおそれがある場合」として、非公募により市社協を指定管理者として選定している。

確かに、市社協は、継続的に事業に関与していることから、各老人センターの管理運営のノウハウを有し、効果的・効率的に事業運営することができるとは推定できると考えられる。しかし、委託の透明性、公平性の観点から、第三者の事業参入の機会を与えない非公募による指定管理者の選定は適切とは言えず、公募による指定管理者の選定の検討を継続的に続けることが望ましい。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成28年9月末(未措置)】

「高齢者支え合いのまちづくり推進事業」の拠点としての役割という側面に加え、(社福)東大阪市社会福祉協議会は、ボランティア・市民活動センターの運営やいきいきネット相談支援センター(CSW配置事業)、地域包括支援センター事業などを実施しており、同協議会が管理を行うことで、地域高齢者からの様々なニーズに対応でき、市民サービスの向上に繋がると考えています。

次回選定は平成31年度であり、上記のことも踏まえながら、公募による指定管理者の選定の検討を続けてまいります。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【5】－(3)
回答所属	高齢介護課
項目	【意見27】角田総合老人センターの指定管理者の成果指標の設定について(表2)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書113頁】

『平成18年度包括外部監査報告書』において、下記の意見があった。
「協定書において、事業内容毎の目標としての成果指標を具体的に設定しておらず今後、市が指定管理者の業務成果をいかに管理しようとしているか不明確である。」
表2の各老人センターについては、協定書上、市は指定管理者に事業計画書の提出を求めており、事業計画書は提出されているが、具体的な成果指標は設定されておらず、依然として市が指定管理者の業務成果をいかに評価し、利用しているか不明確な状況であり、改善が望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成28年9月末(一部措置済み)】

事業毎には概ね具体的な成果目標を設定し、事業計画書に記載していますが、今後は来館者数や新規登録者数等、館全体としての成果目標についての設定も検討していきます。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【5】－(4)
回答所属	高齢介護室高齢介護課
項目	【意見28】角田総合老人センターの指定管理に係る予算査定について(表2)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書114頁】

『平成18年度包括外部監査報告書』において、下記の意見があった。
「市が指定管理者に支払う委託管理経費の金額の予算査定につき、その算出根拠が実態を適宜、適切に反映しているか疑問が残る。」
市は予算査定の根拠として、指定管理者から提出される見積書に依っている。本来的には事業内容の目標に沿った事業計画及び人員配置計画及び前期稼働状況等を加味し、それを基に市側が内部積算の上、見積書の内容の妥当性について検証が望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成28年9月末(未措置)】

新規案件や前年度対比で金額の増減が著しいものに関しては適宜確認をしておりますが、今後内容の検証も行ってまいります。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【5】－(5)
回答所属	行財政改革室
項目	【意見29】角田総合老人センターの指定管理者制度における保証金の取扱いについて(表2)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書114頁】

現在、委託契約の保証金については、東大阪市財務規則第115条以降に規定されているが、指定管理者制度への準用は想定しておらず、また、「東大阪市公の施設の指定管理者制度の運用にかかる指針」において保証金についての規定がない。このため、実務上も指定管理者からは保証金を徴収していない。しかし、指定管理者の中には、施設の経営状況の悪化や指定された事業者自身の倒産等の理由で指定管理者自らが撤退する事例も見受けられる。そのため、昨今ではこうした指定管理者の撤退・取り消しを防ぐために、協定時に保証金を納付することを義務付ける地方公共団体も見受けられる。

指定管理者制度について、義務の履行の重要性や履行できなかった場合の市の損失リスクを勘案し、保証金を徴収するか否かの検討が望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(未措置)】

指定管理者制度において保証金を徴収することは、市の損失リスクをより低減できるメリットがある半面、資金力が弱い団体に対する参入障壁となるなどのデメリットもあって考えております。

現在は、指定管理者の選定時に、応募者の財務状況その他安定した運営を行う能力があるかを十分に評価することで、市の損失リスクを低減できるように努めているところです。

今後も、指定管理者による施設の管理状況や他市における保証金の取り扱いなどを踏まえて、保証金の徴収の要否について引き続き検討してまいります。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【5】－(6)
回答所属	高齢介護室 地域包括ケア推進課
項目	【結果10】包括的支援事業委託等の随意契約における予定価格の積算について(表3、4、5、7、8、9、12)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書114頁】

予定価格を積算していない。委託業務については原則全ての契約について予定価格を積算し、委託金額の経済的合理性を検証する必要がある。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成28年9月末(未措置)】

本課において委託料の上限件数を設けており、その上限件数に合わせた見積書を提出いただいております。上限については各地区の包括的支援事業の均一性を図るために地区ごとの高齢者数に応じ設定しておりますので、現時点では予定価格の設定は行っておりません。今後必要に応じ検討してまいります。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【5】－(7)
回答所属	高齢介護室 地域包括ケア推進課
項目	【結果11】包括的支援事業委託等の契約保証金について(表4、5、6)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書114頁】

高齢介護課では、契約保証金について、東大阪市財務規則第117条第3号の規定により、株式会社や有限会社を除く社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人等については原則免除の取扱いとしている。

しかし、社会福祉法人や一般社団法人、一般財団法人等については、一般的に財務基盤が強固とは言い難い団体が存在すると想定され、社会福祉法人等であることのみをもって契約不履行のおそれがないとは判断できない。さらに、契約金額が500万円を超える場合には、履行保証保険証書を入手する必要がある(「委託料、使用料及び賃借料の契約事務の取り扱いについて(通知)平成12年3月10日付 調度課長」)ことを考慮すると、同規則により契約保証金を免除する場合には、各委託先の財政状況等を検討の上、明確な根拠資料を整備しておくとともに内容を文書化しておく必要がある。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成28年9月末(措置済み)】

平成27年度より、委託先の経営状況については福祉部指導監査室法人指導課に確認を依頼しており、その結果を基に、本課において契約不履行のおそれがないことの判断をしています。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【5】－(8)
回答所属	高齢介護室 地域包括ケア推進課
項目	【意見30】包括的支援事業委託等の外郭団体の契約保証金の取扱いについて(表3、7、9)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書115頁】

委託先が外郭団体の場合について、東大阪市財務規則第117条第3号により契約保証金を免除しているが、当規定の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」についての検討の過程が明示されていない。

そもそも契約保証金は、受託業者の受託契約上の義務の履行を確保するために徴する担保という性質を有していることから、委託先が外郭団体の場合は財務内容や事業実績を事前に把握していることもあって、具体的な検討を省略していると思料され、他の部署においても委託先が外郭団体の場合は同様の取扱いをしている。

しかし、外郭団体については特別な取扱いをすべきとの規定もなく、また、外郭団体とはいえ財務に対して民間同様の厳しい対応をとることで住民の納得も得やすく、契約ごとに契約保証金を免除するか否かについて、財務状況等を勘案して個別に検討し、その過程を明確にすることが望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(措置済み)】

平成27年度より、委託先の経営状況については福祉部指導監査室法人指導課に確認を依頼しており、その結果を基に、本課において契約不履行のおそれがないことの判断をしています。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【5】－(9)
回答所属	高齢介護室 地域包括ケア推進課
項目	【意見31】包括的支援事業委託等の契約上の単価について(表4)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書115頁】

契約金額は職員の配置のための基本委託料と事業を適正に実施するための実施相当委託料から構成されている。基本委託料の金額としては、全国の地域包括支援センターの委託料を勘案して決定している。

しかし、本件は平成18年4月に改正された介護保険法に基づき実施が義務付けられた地域支援事業のうち、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、虐待防止のほか権利擁護、包括的・継続的な地域ケア支援をその目的としたものであるが、契約上の単価(積算単価)は平成18年4月の制度導入以降、根本的な見直しが行われていない。平成27年度に介護保険法の改正もあることから、積算単価の見直しを実施することが望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成28年9月末(未措置)】

平成27年度介護保険法改正により、契約内容に生活支援体制整備事業等を追加いたしました
が、積算単価については変更はございません。今後、必要に応じて検討してまいります。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【5】－(10)
回答所属	高齢介護室高齢介護課
項目	【意見32】食の自立支援事業委託の随意契約理由について(表6)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書116頁】

本件は、東大阪市食の自立支援事業(配食サービス)の実施要項に基づく配食サービス業務であるが、単に弁当を配達するという事業ではなく、国の地域支援事業の地域自立生活支援事業を活用した安否確認の事業も併せ持った事業であり、サービス内容や、利用者の利便性等を理由に、随意契約を行っているが、委託先に民間の弁当業者が含まれているなど上記随意契約理由は合理的とは言えない。

契約の透明性、公平性の観点から一般競争入札による契約の実施の検討が望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成28年9月末(未措置)】

食の自立支援事業(配食サービス)の契約については、単に弁当を配達するという事業ではなく、国の地域支援事業の地域自立生活支援事業を活用した安否確認の事業も併せ持った事業であることなどから、随意契約を行っておりますが、業者の選定方法や契約方法等を見直すよう検討してまいります。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【5】－(11)
回答所属	高齢介護室高齢介護課
項目	【意見33】食の自立支援事業委託等の契約上の単価について(表6、7、8、9、10)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書116頁】

本件は平成18年4月に改正された介護保険法に基づき実施が義務付けられた地域支援事業のうち、地域介護予防推進事業をその目的としたものであるが、契約上の単価(積算単価)は平成18年4月の制度導入以降、根本的な見直しが行われていない。

平成27年度に介護保険法の改正もあることから、積算単価の見直しの検討が望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成28年9月末(未措置)】

食の自立支援事業(配食サービス)については、業者の選定方法や契約方法等を見直すよう検討してまいりますので、契約上の積算単価についても合わせて検討してまいります。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【5】－(12)
回答所属	高齢介護室 地域包括ケア推進課
項目	【結果12】介護予防事業二次予防事業運動器の機能向上プログラム事業委託の調度課との合議について(表10)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書116頁】

本件については当初契約金額が500万円超であるにもかかわらず、調度課との合議がなされていなかった。

毎年、財務部長からの通知文において、「契約予定金額が委託料で500万円、使用料及び賃借料のリース物件で80万円を超える施行起案については、合議のため調度課長へ起案回付」することとなっている。

この趣旨は、少なくとも高額な契約については、不正防止等のために各原局に対する内部牽制を実施する観点と、調度課における契約管理の観点から必要とされているもので、条例等の規定ではないものの遵守すべき重要な取り決めであると考え。今後においては、該当案件については漏れなく合議を行う必要がある。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成28年9月末(未措置)】

介護保険制度の改正により、平成26年度をもって二次予防事業が終了となったことから、平成27年度、平成28年度の介護予防事業においては、金額が500万円超となる契約を行っておらず、該当の案件はございませんが、今後500万円超となることが見込まれる契約を交わす際には調度課への合議を漏れなく行ってまいります。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【5】－(13)
回答所属	高齢介護室 地域包括ケア推進課
項目	【意見34】介護予防二次予防事業運動器の機能向上プログラム事業委託の随意契約理由について(表10)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書117頁】

本件は、平成18年4月に改正された介護保険法に基づき実施が義務付けられた地域支援事業のうち、地域介護予防推進事業をその目的としたものである。平成18年度にプロポーザルにより選考委員会にて委託先事業者として適切と判断し随意契約を交わしているが、その後は継続して、同じ事業者に継続して随意契約を交わしている。

随意契約理由として、事業の性質により競争入札に付することが適さないものであるとの説明を受けている。

しかし、同業他社でも実施可能と考えられ、上記は十分な随意契約理由にはなっていないと考えられる。

本件は契約に基づく安定的なサービスの供給が求められる業務であり、必ずしも経済性のみに注視して契約先を決めるものではないため、例えばプロポーザルの随意契約を検討する等の対応を行うことが望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成28年9月末(措置済み)】

ご指摘の通り、契約方法につきまして検討の余地があったと思われませんが、介護保険制度の改正により、平成26年度をもって二次予防事業が終了となったことから、平成27年度以降は当該契約は行っておりません。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【5】－(14)
回答所属	高齢介護室高齢介護課
項目	【意見35】介護保険区分支給限度額の見直し等対応委託に係る完了確認について(表12)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書117頁】

本件は、法改正に伴う介護保険システムの修正業務であり、業務の完了確認については、実機を操作し対象業務の改修が完了していることを確認しているとのことであるが、履行確認が文書化されていなかった。

いつ、だれが、どのように完了確認したかについての状況を明確にするためにも明確に文書化することが適切であると考える。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成28年9月末(措置済み)】

平成27年度より委託先からの業務完了届に職員が検収をした旨の押印をしたものを保存することといたしました。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【6】－(1)
回答所属	高齢介護室介護認定課
項目	【意見36】要介護認定調査業務委託の実施状況の検証手続について(表1)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書119頁】

本件は厚生労働省老健局老人保健課長通知「認定調査票記入の手引き」に従って、調査対象者に関する認定調査を公平・公正かつ適切に実施することを目的に、その業務を一定の要件を満たす事業者へ委託する業務であり、年間約2万件の認定調査を行うため、平成25年度は市内187法人、市外164法人、市町村事務受託法人12団体と契約している。

介護認定課では、要介護認定業務が適正に実施されているか検証するため、委託事業所の調査員から提出される「認定調査票」を専門担当者が検証し、不備や不適切と判断される場合、調査員に対し認定調査結果の是正や指導を行っているが、調査員が調査終了時に作成し、認定調査対象者又は立会人より調査実施確認の署名を得て、回収、保管することとなっている「認定調査実施確認票」の記載内容の確認は実施していなかった。

「認定調査実施確認票」は、調査員と認定調査対象者との間で調査が適切に実施されたことを確認するための書類で、介護認定課への提出を予定していない書類であることから、書式自体も本人控と調査員控の2部複写となっているが、調査対象者本人又は立会人から署名が得られていることを検証することは、認定調査の実施状況の検証になり、また、調査員への牽制になると考えられる。

介護認定課に委託事業者の調査員が「認定調査票」を提出する際に「認定調査票」に係る「認定調査実施確認票」を併せて提出させ、調査対象者本人又は立会人の署名等の記載内容の検証を実施することを検討されたい。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(未措置)】

平成28年9月末現在、平成29年度要介護認定調査業務委託契約（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）に向けて「認定調査実施確認票」の様式変更の調整中です。

様式変更箇所は、平成26年度包括外部監査の指摘のあった「認定調査実施確認票」の枚数の変更で、本人控・認定調査員控の2枚複写を、東大阪市・本人控・認定調査員控の3枚複写に変更予定です。

変更後は、「認定調査実施確認票」を市が回収し、認定調査の実施状況を確認する事により、認定調査員を牽制し、適正化を図る見込みです。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【7】－(1)
回答所属	健康づくり課、母子保健・感染症課
項目	【結果13】予防接種事業委託等の契約保証金について(表1、2、3、4、7、8、12、13)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書132頁】

健康づくり課では、契約保証金について、東大阪市財務規則第117条第3号の規定により、株式会社や有限会社を除く社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人等については原則免除の取扱いとしている。

しかし、社会福祉法人や一般社団法人、一般財団法人等については、一般的に財務基盤が強固とは言い難い団体が存在すると想定され、社会福祉法人等であることのみをもって契約不履行のおそれがないとは判断できない。さらに、契約金額が500万円を超える場合には、履行保証保険証書を手する必要がある(「委託料、使用料及び賃借料の契約事務の取り扱いについて(通知)平成12年3月10日付 調度課長」)ことを考慮すると、同規則により契約保証金を免除する場合には、各委託先の財政状況等を検討の上、明確な根拠資料を整備しておくとともに内容を文書化しておく必要がある。

・措置状況内容

①表3・12・13:健康づくり課

【措置状況内容:平成28年9月末(見解の相違)】

契約先の枚岡医師会・河内医師会・布施医師会・大阪府歯科医師会は、それぞれ一般社団法人ではありますが、東大阪市内のほとんどの医療機関の医師や歯科医師が加盟しており、各地区の医療・保健関係分野の組織員や活動を主だって牽引する団体であり、財務基盤や業務履行の信頼性があることが明確であるとして、東大阪市財務規則第117条第3号の規定に該当すると判断しております。

②表1・7・8:母子保健・感染症課

【措置状況内容:平成28年9月末(見解の相違)】

契約先の大阪府医師会・枚岡医師会・河内医師会・布施医師会は、それぞれ一般社団法人ではありますが、大阪府内または東大阪市内のほとんどの医療機関の医師が加盟しており、各地区の医療・保健関係分野の組織員や活動を主だって牽引する団体であり、財務基盤や業務履行の信頼性があることが明確であるとして、東大阪市財務規則第117条第3号の規定に該当すると判断しております。

③表4:健康づくり課

【措置状況内容:平成28年9月末(未措置)】

医療法人恵生会との契約については、今後履行保証保険の加入を要件として契約を締結いたします。

④表2:母子保健・感染症課

【措置状況内容:平成28年9月末(見解の相違)】

契約先が複数の社会福祉法人等であり、契約総額は500万円を超えていますが、個々の契約(支払)額は500万円を超えておらず、財務規則第117条第1項第3号により契約保証金を免除していません。今後個々の支払額が500万円を超える場合には、契約先の財政状況の確認をいたします。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【7】－(2)
回答所属	健康づくり課、母子保健・感染症課
項目	【意見37】予防接種事業委託等の回議書における随意契約理由の不記載について(表2、6、7、8、9、11、13)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書132頁】

随意契約の理由について記載なく回議の上、承認されている。

主に委託先が医師会等であり、委託内容から他に変わる代替的な組織がなく、競争に適さないとの判断からと想定されるが、医師会についても大阪府医師会、地域医師会等複数の一般財団法人が組織されており、複数ある法人の中から委託先を選択している場合もある。回議書は随意契約の選択やその理由を承認するものであることから、それらが回議書に適切に記載されている必要がある。

回議書の記載事項については、必要事項を確実に記載する様式を設定するのが望ましい。

・措置状況内容

①表13:健康づくり課、表2・7・8・9・11:母子保健・感染症課

【措置状況内容:平成28年9月末(措置済み)】

平成27年度の契約起案より随意契約理由を記載しています。

②表6:健康づくり課

【措置状況内容:平成28年9月末(措置済み)】

東大阪市立東診療所は、平成26年3月末をもって廃止いたしましたため、以後契約締結しておりません。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【7】－(3)
回答所属	健康づくり課
項目	【意見38】健康増進事業委託(がん検診)の契約上の単価について(表3、4、5、6)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書133頁】

現在、がん検診委託に係る単価は、前年度診療報酬の積上げや、委託先1者の見積書を元に市が独自に決定している。

しかし、大阪府内の他市においては、大阪府が保険点数単価表を基に算出した単価で委託している事例もあり、大阪府の算出した単価情報の入手は当市においても可能である。そのため、内部積算のみならず、大阪府の単価情報を入手し、契約上の単価の適切性を検証すると共に契約単価の交渉材料として使用することが望ましい。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(一部措置済み)】

委託先1者の見積書を元に決定していることについては、表4の乳がん集団検診は府下の取り扱い医療機関へ問い合わせた結果本市委託要件を満たす医療機関が他に存在しなかったためですが、今後も本市委託要件を満たす医療機関が他にないか確認してまいります。

単価については大阪府に確認したところ、大阪府が保険点数単価表を基に単価を算出するということはなく、府下市町村の単価情報を集め、市町村間に著しい乖離がないかについて確認するにとどまっているとのこと。大阪府が集約した単価情報については入手しておりますので、今後本市においても参考資料として活用してまいります。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【7】－(4)
回答所属	健康づくり課
項目	【意見39】健康増進事業委託(肝炎ウイルス検診、成人歯科健診)の契約上の単価について(表12、13)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書133頁】

成人歯科健診、肝炎ウイルス検診等、現状大阪府の算出した単価情報の入手が為されていないが、他市において入手している事例があり、大阪府へ情報入手について打診する等により契約上の単価の交渉を図ることが望ましい。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(未措置)】

大阪府に確認したところ、成人歯科健診及び肝炎ウイルス検診について、大阪府が単価情報を算出するということはなく、府下市町村の単価情報についても入手していないとの回答をいただいておりますが、単価の検証等については引き続き行ってまいります。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【7】－(5)
回答所属	健康づくり課
項目	【意見40】健康増進事業委託料(肝炎ウイルス検診)について(表12)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書133頁】

健康増進事業委託料の契約単価には初診料および採血料が含まれるが、肝炎ウイルス検診及び特定健康診査を同時に実施した場合、双方の初診と採血を一度に実施できることから、委託料の削減が可能となる。この旨を市民の方へ周知し、ご協力いただけるような体制を構築することが望ましい。

一方、肝炎ウイルス検診と特定健康診査を同時に実施しているにも関わらず、同時実施ではないとして東大阪市に不正請求されるリスクが発生する懸念がある。特定健康診査は受診者の加入保険によって実施主体が異なることから、個々の保険者へ受診確認することが困難であるため、同日に特定健康診査が同時実施されたのかどうかについては確認できていないとのことであるが、単独実施の場合、市としてのコストが1人あたりの単価として2千円から3千円増額するため、当リスクに対応する事務手続きの構築が望ましい。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(一部措置済み)】

肝炎ウイルス検診及び特定健康診査を同時に実施することができる旨を市民の方へ周知することにつきましては、以前から検診の案内チラシに掲載している医療機関一覧表にて両方の検診を取り扱う医療機関を明記しております。ただし、特定健康診査は毎年受診、肝炎ウイルス検診は今まで受けたことのない方のみ(原則1回限りの検査でよい)という制度の違いがあるため、同時受診を促進することは、肝炎ウイルス検診の複数回受診につながるおそれがあるため、市民の方に誤解のないように周知を行ってまいります。

同時実施ではないとして不正請求されるリスクに対しては、本市国民健康保険被保険者については、特定健康診査の受診日を確認し、不正請求があった場合は医療機関へ指導してまいります。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【7】－(6)
回答所属	健康づくり課
項目	【意見41】入力パンチ処理業務委託の指名競争入札における指名者の限定について(表14)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書134頁】

入力パンチ処理業務委託について、「平成24・25年度入札参加有資格者名簿」に登録されている業者のうち、従業員200名以上の業者を指名し入札を行っている。「従業員200名以上」という制限については、入力パンチ業務が適時適切に行われるためには一定規模以上の会社である必要があるため、とのことである。

しかし、200名を下限とすることの合理性についての文書化はなされておらず、検証及び承認が不足していると考えられる。そのため、市として入札参加業者を「従業員200名以上」と限定する合理的な理由について検証することが望ましい。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(措置済み)】

200名を下限とすることの合理性について検証した結果、入力パンチ業務が適時適切に行われるために、一定規模以上の会社である必要はあるが、200名を下限とすることに根拠は不足しているとの結論でした。平成27年度からは、有資格者名簿に登載されている業者のうち他の自治体で同種業務の実績がある業者を中心に選定し、指名競争入札を行っております。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【8】－(1)
回答所属	環境事業課
項目	【意見42】家庭系ごみ地域定期収集業務委託(東地区)の委託先の選定について(表1)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書141頁】

本件は、し尿収集業務の安定保持の必要性から、東地区のし尿収集運搬業者等(東大阪市東地区環境事業協同組合)への支援策として随意契約している。東大阪市東地区環境事業協同組合への支援策は平成14年度から19年度、19年度から24年度、24年度から29年度と三期15年間に渡り継続して実施されている。三期目となる平成24年に本市と東大阪市東地区環境事業協同組合との間で確認書を取り交わしており、当該契約終了後平成29年10月以降の家庭系ごみ地域定期収集運搬業務委託については随意契約を締結しない旨明記されている。

し尿収集業者が業態変更等の対応を行えるよう一定の期間支援が必要であることは理解できるが、他の事業者も参入できるよう入札により業者選定を実施することが望ましい。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成28年9月末(未措置)】

確認書で取り交わしたとおり当該契約終了後は契約更新は行わず、入札において家庭系ごみ地域定期収集運搬業務委託(東地区)業者を決定いたします。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【8】－(2)
回答所属	環境事業課
項目	【意見43】家庭系ごみ地域定期収集業務委託(東地区)の随意契約における予定価格の積算について(表1)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書142頁】

西地区における契約時期の異なる3件の指名競争入札結果(全て同一指名先:2事業組合)の一班あたりの平均単価を予定価格とし、契約金額を決定している。当該契約は平成24年10月から5年間の長期継続契約であるが、次回の入札に際して、相見積りの実施や他市の単価を調査し反映させる等、市がより合理的に積算した価格を算出することが望ましい。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成28年9月末(未措置)】

次回の入札の際は他市の積算方法を参考にするなどし、合理的に積算した価格において入札執行いたします。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【8】－(3)
回答所属	環境事業課
項目	【意見44】家庭系ごみ地域定期収集業務委託(西地区)の指名競争入札における指名者の限定について(表2)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書142頁】

指名競争入札では5名以上の指名が必要(東大阪市財務規則第105条)であるが、事業組合に限定しているため要件を満たすものが2組合しかなく、結果として2組合のみの指名となっている。この点本市は、当該業務は市民に対する基礎的なサービスの提供であることから、安定的な業務運営が求められ、どのような理由があろうと業務を滞らせることができない業務であり、また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令では、委託基準として受託者の能力要件等に加え、「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」とされている等、環境保全の重要性及び一般廃棄物処理の公共性に鑑み、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視するよう要請されていることから、指名競争入札によっている。

今後他市等の現状も調査し、業者間の競争原理が働くよう、入札のあり方について検討することが望ましい。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成28年9月末(措置済み)】

平成27年度以降に実施した家庭系ごみ地域定期収集運搬業務委託に係る入札では、これまでの選定業者に加え2事業協同組合を加えた4事業協同組合を対象に入札を行いました。今後につきましてもご意見のとおり他市状況も参考にしながら年度状況に応じた入札を執行してまいります。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【8】 - (4)
回答所属	環境事業課
項目	【意見45】家庭系ごみ地域定期収集業務委託(西地区)の指名競争入札における最低制限価格の算定方法について(表2)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書142頁】

最低制限価格について、9班では予定価格から人件費を調整することで算出している一方、8班及び14班では、減価償却費等を調整することで算出している。このうち、減価償却費や燃料費等は価格の圧縮が難しい費目と考えられる一方、人件費は圧縮の余地がある費目である。各班毎に積算の方法が異なるのは妥当ではなく、費目の内容を検討の上で統一的な計算方法にて算定することが望ましい。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成28年9月末(未措置)】

ご意見のとおり費目の内容を次回契約の際検討の上、統一的な計算方法にて算定してまいります。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【8】 - (5)
回答所属	環境事業課
項目	【結果14】大型ごみ収集予約受付業務委託の相見積りの実施について(表3)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書143頁】

当該委託業務においては、相見積りを実施していない。しかし、東大阪市財務規則第108条に、「令第167条の2の規定により随意契約によろうとするときは、契約の目的、内容その他契約について必要な事項を示して2人以上の者から見積書を提出させなければならない。」とあり、相見積りの実施を省略できる場合とは、「予定価格が50,000円以下であるとき又は契約の相手方が1人の者に特定されるとき若しくは2人以上の者から見積書を提出させることが困難なときその他2人以上の者から見積書を提出させることを要しないと認められる特別の事情があるときのみである。」と規定されている。相見積りを実施すべきである。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成28年9月末(未措置)】

平成29年度以降、プロポーザル等による委託契約に向け検討してまいります。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【8】－(6)
回答所属	環境事業課
項目	【意見46】大型ごみ収集予約受付業務委託の随意契約理由について(表3)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書143頁】

本契約は、大型ごみ収集の予約受付の業務であるが、現在の委託先の他に当該事業を実施する上で、当該業務についての経験と実績をもつ社員がおり、かつ過去の東大阪市の膨大なごみ収集データを蓄積している業者がないとの理由で随意契約としている。

しかし、平成20年度に実施した近隣他市における調査の結果、委託業者として(株)エヌ・ティ・ティマーケティング アクトを除いても複数存在することを認識している。加えて、上記委託先が東大阪市固有の膨大なごみ収集データを有するとするが、収集作業自体は市が実施しており、狭隘道路のレイヤ情報等は市が保有すべき情報である。

このため、その性質又は目的が競争入札に適さないものと判断できる明確な理由はなく、競争の原理を十分に働かせるためには、一般競争入札やプロポーザルによる随意契約等に基づき委託契約を締結できないかについて、検討することが望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(未措置)】

平成29年度以降、プロポーザル等による委託契約に向け、検討してまいります。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【8】－(7)
回答所属	環境事業課
項目	【結果15】環境事業所庁舎ボイラー管理業務委託の随意契約の根拠条項(号)について(表4)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書144頁】

4～6月において、4地域全てで随意契約を締結している。なかでも、北部はその法的根拠を地方自治法施行令第167条の2第1項第1号とするが、当該契約金額は同法が規定する金額基準である500千円を上回っている。なお、上記法的根拠を記載した随意契約理由書において、必要な情報の記載に漏れがある等不備が多く、この点改善が必要である。

また、東部及び中部が第6号を法的根拠とする一方、西部は第2号を法的根拠としているが、4地域の状況はほとんど変わらないにも関わらず根拠条項(号)が異なっていることは妥当ではない。

どの根拠条項(号)に該当するかは随意契約を締結できるかどうかの重要な判断基準であり、根拠条項(号)が異なれば、随意契約締結の判断を誤導するおそれもある。また、根拠条項(号)に誤りがあるにもかかわらず決裁が行われたことは、理由書の検証手続にも問題がある。

今後、随意契約に関する理由書は正確に記載すべきであり、決裁権者は、記載内容を十分確認検討した上で決裁を行うべきである。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(未措置)】

今後、契約締結担当の環境事業所において記載内容を十分確認点検した上で決裁を行うよう指示をしました。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【8】－(8)
回答所属	環境事業課
項目	【意見47】環境事業所庁舎ボイラー管理業務委託の契約方法について(表4)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書144頁】

本件は4地域毎に入札が行われており、市内業者育成の観点からは優れていると言えるが、区分けが細分化されており、また、地域ごとに特殊性があるわけではないため、地域をある程度まとめて入札にかけ、市内業者育成と価格削減の調和を目指すことが望ましい。加えて、当該委託業務はボイラー管理の資格を担当者が有していれば足り、業務に極めて高度な専門性が必要とされていないため、業者を指名する必要はなく、条件付き一般競争入札によることを検討することが望ましい。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(未措置)】

次回入札の際は、条件付き一般競争入札など入札方法の検討をいたします。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【8】－(9)
回答所属	環境事業課
項目	【結果16】環境事業所庁舎ボイラー管理業務委託(東部)の相見積りの実施について(表4)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書144頁】

4～6月の随意契約において、4地域のうち、中部、西部、北部の三地域で相見積りを実施している一方、東部については入手していない。これについて、同市が、短期間であることをもって2人以上の者から見積書を提出させることを要しないと認められる特別の事情があるとき(東大阪市財務規則第108条後段)と解していることは妥当ではない。相見積りを実施すべきである。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成28年9月末(未措置)】

今後、当該契約を締結する際は相見積りを実施いたします。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【8】－(10)
回答所属	環境事業課
項目	【意見48】環境事業所庁舎ボイラー管理業務委託の最低制限価格の見直しと予定価格の積算について(表4)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書145頁】

7～3月の指名競争入札において、6者を指名し、5者が応札した結果、4者(西部は3者)が最低制限価格で応札していることから、最低制限価格の引き下げを検討することが望まれる。
加えて、予定価格の積算方法として、先に受託していた各業者から見積書の提出を受け、委託料の大半を占めるボイラー技師の person 費について、旧契約及び見積書を参考に決定しているが、当該年度の情勢を踏まえ検討を加えることが望ましい。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(未措置)】

次回契約の際、業者の見積もりや年度の情勢に応じた積算を行います。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【8】－(11)
回答所属	環境事業課
項目	【意見49】環境事業所庁舎警備業務委託の契約方法について(表5)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書145頁】

本件は4地域毎に入札が行われており、市内業者育成の観点からは優れていると言えるが、区分けが細分化されており、また、地域ごとに特殊性があるわけではないため、地域をある程度まとめて入札にかけ、市内業者育成と価格削減の調和を目指すことが望ましい。加えて、業務に特段の専門性がないため、業者を指名する必要はなく、一般競争入札によることを検討することが望ましい。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(未措置)】

今後、有人警備ではなく機械警備の実施による警備手法の見直しなどの検討をいたします。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【8】－(12)
回答所属	環境事業課
項目	【意見50】環境事業所庁舎警備業務委託の指名競争入札における最低制限価格について(表5)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書145頁】

市内登録業者から複数業者を指名(東部:7者、中部:8者、北部:7者)し、入札した結果、ほとんどの業者が最低制限価格で応札していることから、最低制限価格の引き下げについて検討することが望ましい。

なお、予定価格については、業務時間と最低賃金を予算の範囲内で考慮したものが予定価格となっており、同時に入札を行った清掃業務等と同様に予定価格の92%相当を最低制限価格として設定している。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成28年9月末(未措置)】

次回の入札より最低制限価格を引き下げるなどの検討をいたします。また、機械警備の実施による警備手法の見直しも合わせて検討をいたします。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【8】－(13)
回答所属	環境事業課
項目	【結果17】環境事業所庁舎警備業務委託(西部)の完了確認について(表6)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書145頁】

「警備日誌」を確認したところ、22時から6時の間の8時間に巡回の形跡がなかった。また、日によって確認した塵芥収集車等の台数が異なっており、その理由について特段の記載がなかった。

夜間における見回りの実施や、巡回時点で何台の車両があるべきであるかを警備員が事前に把握していることは業務遂行上必要と思われるため、今後改善されるべきである。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(未措置)】

前回指摘以降については、車両台数に差異が生じた場合、警備日誌にその理由及び対応について記載するよう委託業者に指示いたしました。

また、ご指摘の「22時から6時の間の8時間に巡回の形跡がなかった」事象については、契約内容を確認し委託業者に対し、仕様内容のとおり業務を行い業務報告書を必ず提出するよう指示いたしました。今後契約を締結する際は、警備日誌の内容や提出方法を見直し検討いたします。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【8】－(14)
回答所属	環境事業課
項目	【意見51】環境事業所庁舎清掃業務委託の契約方法について(表7)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書146頁】

本市は地区毎に設置された事業所毎に契約することで、複数の市内業者に業務を請け負わせることが可能となり、市内業者の育成を図りつつ、市内経済に資する結果となるとするが、ボイラー管理業務、警備業務、清掃(床ガラス)業務について、同一業者が複数の業務において指名されており、上記目的は達成されていない。また、他業務にまたがった指名が行われている実態から、各業務に特殊性がないと判断できるため、業者を指名する必要はなく、一般競争入札によることを検討することが望ましい。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成28年9月末(未措置)】

今後、一般競争入札による入札方法も含めての実施を検討いたします。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【9】－(1)
回答所属	行財政改革室
項目	【意見52】東大阪市立自転車駐車場管理委託等の、市からの支援として指定管理者の選定と委託契約が継続される合理性について(表1、2、3、4)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書150頁】

指定管理者である東大阪市駐車場整備(株)(平成26年9月1日に東大阪再開発(株)と合併し、東大阪再開発(株)となっている)は、もともと市の布施駅再開発事業により建設された駐車場について、再開発事業を完了させるための受け皿として本市により設立され、当時、駐車場資産を取得するために多額の借入れを行っており、現在においてもその利払いと償還が経営を圧迫している。

このような本市の政策上の経緯から、借入れの償還原資を確保するために、本市は市営駐輪場の事業委託などにより継続的に支援を行っている。

また、本市からの支援としては事業の委託の他に、固定資産税の減免(年24百万円程度(平成25年度))、民間金融機関からの借入れに対する債務保証(平成26年3月末時点で2,162百万円)、貸付金561百万円(元金返済は平成39年まで据置き)がある。

今年度に東大阪再開発(株)と合併し、業務執行を効率化することで将来的な資金不足の回避を目指そうとしているものの、収入基盤は変わらないことから経営状況が大きく改善することは考えにくい。

このことから、現状のまま対処療法的に事業委託等による支援を続けるのではなく、さらに抜本的な対策が必要であると考えます。

すなわち、当該企業は市の外郭団体であるとはいえ営利企業たる株式会社であるので、常に市が負担を全面的に行うという前提ではなく、各利害関係者との利害調整を積極的に行い、独立企業として将来的には市の支援を必要としなくなるような合理的な再建計画を策定するなどの対応が必要な段階にきていると考えます。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(措置済み)】

東大阪再開発(株)に対する支援策については、抜本的な対策を講じるため、当該法人が自助努力を発揮でき、本市としてもメリットを見出せる仕組みとして、現行支援策の範囲で手法の転換を図った支援メニューを決定し、平成28年度から着手しております。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【9】－(2)
回答所属	行財政改革室
項目	【意見53】東大阪市立自転車駐車場の指定管理者制度における保証金の取扱いについて(表1)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書152頁】

現在、委託契約の保証金については、東大阪市財務規則第115条以降に規定されているが、指定管理者制度への準用は想定されておらず、「東大阪市公の施設の指定管理者制度の運用にかかる指針」において保証金についての規定がない。このため、実務上も指定管理者からは保証金を徴収していない。しかし、指定管理者の中には、施設の経営状況の悪化や指定された事業者自身の倒産等の理由で指定管理者自らが撤退する事例も見受けられる。そのため、昨今ではこうした指定管理者の撤退・取り消しを防ぐために、協定時に保証金を納付することを義務付ける地方公共団体も見受けられる。

東大阪市においても、指定管理者制度について、義務の履行の重要性や、履行できなかった場合の市の損失リスクを勘案し、保証金を徴収するか否かの検討が望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(未措置)】

指定管理者制度において保証金を徴収することは、市の損失リスクをより低減できるメリットがある半面、資金力が弱い団体に対する参入障壁となるなどのデメリットもあっておられます。

現在は、指定管理者の選定時に、応募者の財務状況その他安定した運営を行う能力があるかを十分に評価することで、市の損失リスクを低減できるように努めているところです。

今後も、指定管理者による施設の管理状況や他市における保証金の取り扱いなどを踏まえて、保証金の徴収の要否について引き続き検討してまいります。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【9】－(3)
回答所属	行財政改革室
項目	【意見54】東大阪市立自転車駐車場の指定管理におけるモニタリング結果のフィードバックについて(表1)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書152頁】

指定管理者制度運用による効果を検証するため、毎年度、管理運営及び実施事業の評価を実施し、評価結果を市のウェブサイトに掲載を行っている。

当制度自体は、指定管理者の管理運営状況を明らかにするという意味で透明性もあり評価できるが、そのフィードバックの方法に問題がある。

すなわち、現状は評価結果で検出された問題点、改善事項等に対して個別に対応状況を確認しているのみで、その対応状況と対応の結果は公表されていない。

このことは、実施された評価に対して、指定管理者が対応するの否か、対応できるのかどうか、そして実際に対応されたのかどうかを市民から見ると判断がつかないことになり、せっかく行われた評価の実効性に疑問が残る。

制度として評価結果を公表している以上、その実効性を確保するため、評価結果に対する対応方針等を指定管理者から入手の上公表し、対応方針の妥当性の確認や、その後の遵守状況についても市民がモニタリングできる環境を確保することが望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(未措置)】

評価結果に対する対応状況が市民に分かりやすい実施方法を引き続き検討してまいります。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【9】－(4)
回答所属	行財政改革室
項目	【意見55】東大阪市立自転車駐車場において非公募で指定管理者を選定する場合と事後評価について(表1)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書153頁】

指定管理者を指定しようとするときは、指定管理者となるべき団体を公募することが原則となっており、非公募とできるのは限定した場合のみと「公の施設の指定管理者制度の運用にかかる指針」で定めている。(注：平成25年8月に当指針に代わって「東大阪市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例」を施行しているが、この部分の内容は変わっていない。)

本件については非公募としているが、その理由は外郭団体の統廃合の方針を踏まえた政策的な判断により行われている。

東大阪市においては、平成25年8月に指定管理者の指定についての条例、施行規則及び運用要領を制定したこともあり、平成26年1月15日に行財政改革室より「新たな指定管理予定候補者の選定にかかる取組みについて」として各所属長宛てに通知を行っており、その中で透明性・公平性をより一層確保するため、現在非公募としている施設についても非公募である理由を明確にし、原則公募の考え方を浸透させていくことが述べられている。

当契約の業務内容は駐輪場の管理で、特殊なノウハウを必要としているわけではなく、公募による競争を行うことでより効果的・効率的な管理運営を行う事業者が現れる可能性があること、また、もともとの指定管理者制度の目的である「公の施設の管理を民間へ委譲する」ことを推進していくためにも、上記の行財政改革室の通知にあるように、今後においては公募を進めていくことが望まれる。

また、指定管理者の管理運営状況の事後的な評価についても、公募による指定の場合には第三者機関による評価を行い、非公募による指定の場合には施設の所管課による評価を行い市のウェブサイトで公表している。

しかし公募による指定の場合に比べ、非公募による指定の場合は指定時の手続が不透明であり、事後的な管理運営状況の評価についてはより透明性が求められるため、非公募による指定の場合においてもより客観的な視点による第三者機関による評価を行った方が有用と考える。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(見解の相違)】

東大阪市立自転車駐車場の管理運営については、東大阪再開発株式会社への支援策として、指定手続等に関する条例第2条5号を適用し、非公募により選定しております。公募による選定は、当該団体の設立経過、財務状況等を総合的に勘案し、検討してまいります。

また、非公募施設における第三者機関による評価については、非公募理由及び効果等を勘案し、検討してまいります。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【9】－(5)
回答所属	道路管理室
項目	【結果18】放置自転車撤去業等業務委託の相見積りの実施について(表2、3、4、5)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書154頁】

随意契約について、相見積りを実施していないが、その根拠が明示されていない。
 東大阪市財務規則第108条において、随意契約を行う場合には原則として「2人以上の者から見積書を提出させなければならない」とし、「予定価格が50,000円以下であるとき又は契約の相手方が1人の者に特定されるとき若しくは2人以上の者から見積書を提出させることが困難なときその他2人以上の者から見積書を提出させることを要しないと認められる特別の事情があるときは、この限りでない」としている。
 今回の監査対象の随意契約について相見積りを実施していない理由は、委託先が外郭団体である東大阪市駐車場整備㈱と(一財)東大阪市雇用開発センターとすることが予め決まっているため、とのことである。
 このことは上記東大阪市財務規則の中の「特別の事情」に該当すると考えられることから、その旨の明示が必要である。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成28年9月末(未措置)】

東大阪再開発㈱は平成31年度まで市議会の議決を経て認められた、本市自転車駐車場の指定管理者であり、放置自転車の防止事業も行っています。本市の自転車駐車場管理者については、自転車駐車場の管理とともに、撤去や啓発を含めた放置自転車対策と、撤去した自転車の返還業務を併せて行い、三位一体で放置自転車対策に取り組んでおります。

業務の性質上、同一の管理者で業務を行う方が、別々の団体でそれぞれの業務を行うよりも効率的且つ効果的であり、他市(堺市、尼崎市)などでは条例で一体として取組む事となっており、本市でも条例化を検討しています。こうした事から、相見積りを行うことなく、指定管理者と同一の業者に請け負わせているところです。

また、(一財)東大阪市雇用開発センターは雇用促進という、その設立趣旨に則り地域性を考え優先的に業務を受託させています。

以上の理由が、本市財務規則第108条に定める「特別の事情」に該当することから、本契約については相見積りを行わず、東大阪再開発㈱及び(一財)東大阪市雇用開発センターを相手方とする随意契約を行っているものです。

なお、平成29年度以降は、契約に際し、上記理由について必ず明示してまいります。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【9】－(6)
回答所属	道路管理室
項目	【意見56】放置自転車撤去業等業務委託の委託者(外郭団体)に係る契約保証金の取扱いについて(表2、3、4、5)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書154頁】

委託先が外郭団体の場合について、東大阪市財務規則第117条第3号により契約保証金を免除しているが、当規定の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」についての検討の過程が明示されていない。

そもそも契約保証金は、受託業者の受託契約上の義務の履行を確保するために徴する担保という性質を有していることから、委託先が外郭団体の場合は財務内容や事業実績を事前に把握していることもあって、具体的な検討を省略していると思料され、他の部署においても委託先が外郭団体の場合は同様の取扱いをしている。

しかし、外郭団体については特別な取扱いをすべきとの規定もなく、また、外郭団体とはいえ財務に対して民間同様の厳しい対応をとることで住民の納得も得やすく、契約ごとに契約保証金を免除するか否かについて財務状況等を勘案して個別に検討し、その過程を明確にすることが望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成28年9月末(未措置)】

外郭団体を所管する都市整備部、経営企画部等の関係部局と検討を進めてまいります。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【9】－(7)
回答所属	道路管理室
項目	【結果19】自転車マナー向上等啓発業務委託の調度課との合議について(表4)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書154頁】

本契約については契約金額が500万円超であるにもかかわらず、調度課との合議がなされていないかった。

毎年、財務部長からの通知文において、「契約予定金額が委託料で500万円、使用料及び賃借料のリース物件で80万円を超える施行起案については、合議のため調度課長へ起案回付」することとなっている。

この趣旨は、少なくとも高額な契約については、不正防止等のために各原局に対する内部牽制を実施する観点と、調度課における契約管理の観点から必要とされているもので、条例等の規定ではないものの遵守すべき重要な取り決めであると考える。今後においては、該当案件については漏れなく合議を行う必要がある。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成28年9月末(措置済み)】

当該契約については、平成27年度以降、調度課に合議を行っています。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【9】－(8)
回答所属	行財政改革室
項目	【意見57】自転車駐車場巡回整理等業務委託の(一財)東大阪市雇用開発センターとの契約について(表5)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書155頁】

(一財)東大阪市雇用開発センター(以下、雇用開発センター)は、中高年者及び同和地区の就職困難者対策として昭和54年に設立されており、その運営はほぼ全て東大阪市とその関係団体からの収入と補助金により賄われている。

就職困難者への雇用を維持するという当初の設立趣旨から、本件を含む雇用開発センターへの委託業務については、競争原理を経ずに長年継続して随意契約として行われており、結果的に民間への委託をするより割高な委託料(平成20年9月策定の「東大阪市外郭団体統廃合等方針」より)となっている。

近年の社会情勢の変化、雇用問題の多様化等による雇用施策の見直しの必要性から、上述の外郭団体統廃合等方針において、雇用開発センターは平成25年度中に廃止する方針となっていた。しかし、現在在職している90人程度(うち正職員は30人程度)の雇用の問題などから、廃止に向けた手続きは当初の方針通りには進捗していない状況である。

雇用開発センターの維持のために毎年相当程度の事業委託料(平成25年は273百万円)が発生している現状に鑑みると、残された雇用問題に配慮しつつも、平成20年の市の計画方針に基づいた手続きを速やかに進めていくことが望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成28年9月末(未措置)】

雇用開発センターにつきましては、平成28年度末の解散を市の方針として決定しており、法人において解散に向けた協議を重ねております。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【10】－(1)
回答所属	調度課、学校教育推進室
項目	【意見58】外国語講師活用業務派遣委託の契約形態について(表1)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書163頁】

本件については平成25年にプロポーザルの随意契約を締結し、その後の2年間に関しては、委託先と前年度の委託料を基に毎年随意契約を行うこととしている。ただし、委託先にはプロポーザル実施段階で3年間継続して契約を行う可能性については伝えていないとのことであるものの、実質的には「地方自治法第234条の3」に規定する長期継続契約に類する契約形態となっている。

これは、当該業務が単年度事業予算で措置されていること等から、「東大阪市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」による長期継続契約が締結できないとの解釈を前提とし、公教育に携わってもらう外国語指導講師(Assistant Language Teacher 以下、ALTという)の質の継続的、安定的確保が必要であること等から実質的な長期継続契約としているとの説明を受けている。

長期継続契約については、平成16年度の地方自治法改正で「翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるもの」とされ、その対象範囲が拡大された(地方自治法施行令第167条の17)。この法改正を受けて、本市も「東大阪市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」第2条で下記の範囲で長期継続契約の締結が可能となった。

- (1)電子計算機その他の事務用機器の借入れに関する契約
- (2)庁舎その他本市の施設の警備、清掃、保守点検等の維持管理に関する委託契約
- (3)前2号に掲げるもののほか、物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で長期継続契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすもの

そこで、本件が上記条例の第2条第3号に該当するか否かが問題となるが、現状、当該条例の「事務取扱要領」においても具体的な判断基準が明示されていない。他の地方公共団体においてもその対象範囲は統一されていないが、長期継続契約に該当するか否かの判断基準を設けている団体(例えば、神奈川県等)も見受けられる。

本件に関して長期継続契約で契約するメリットは大きいものと考えられ、明確なデメリットが少ないのであれば、他団体の事例(例えば、平成25年3月神奈川県監査委員『行政監査結果報告書』等)を十分に検討し、長期継続契約の対象となるか否かの判断が明確となるように、判断基準や追加の事例等を「東大阪市長期継続契約に関する事務取扱要領」に加筆、修正することが望まれる。【調度課】

また本件の契約額は、結果として、プロポーザル実施以後3年間は同一(消費税率の加味を除く)となっている。現状市立99学校園について1つの委託先と契約しているが、例えば地区を分割することも検討が望まれる。市内学校園の品質の均質化のため地区を分割しないことも考えられるが、各地区委託先間の競争原理を活用し、コスト削減効果、提供されるサービス価値の向上、しいてはALTの能力の向上も期待できる。【学校教育推進室】

・措置状況内容

①調度課

【措置状況内容:平成28年9月末(未措置)】

長期継続契約に該当するか否かの判断基準について、「東大阪市長期継続契約に関する事務取扱要領」を平成29年3月を目途に加筆・修正するよう検討中です。

②学校教育推進室

【措置状況内容:平成28年9月末(見解の相違)】

当該事業につきましては、公教育に携わってもらうALTの質の確保を図るため、競争入札に適さないと判断してプロポーザル方式での業者選定を実施しております。

プロポーザルでは金額だけではなく参加業者の企画提案内容やALTの活用方法、研修体制、業務遂行にあたっての体制等を総合的に評価し、最も教育現場に相応しい業者を選定していることから、市内学校園での英語教育における質の均質化を図るためにも、地区を分割しての委託につきましては困難であると考えておりますが、コスト面やサービス価値の向上に繋がる手法については、今後も検討を行ってまいります。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【10】－(2)
回答所属	学校教育推進室
項目	【結果20】外国語講師活用業務派遣委託の契約保証金の収受について(表1①)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書164頁】

契約保証金について、東大阪市財務規則第117条第3号の規定により免除とされている。
 しかし、委託先が契約を履行しないこととなるおそれがないことを示す明確な根拠資料はなく、契約不履行のおそれがないとは判断できない。
 契約金額が500万円を超える場合には、履行保証保険証書を入手する必要がある(「委託料、使用料及び賃借料の契約事務の取り扱いについて(通知)平成12年3月10日付 調度課長」)ことを考慮すると、同規則により契約保証金を免除する場合には、各委託先の財政状況等を検討の上、明確な根拠資料を整備しておくとともに内容を文書化しておく必要がある。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成28年9月末(措置済み)】

ご指摘の件につきましては、平成27年度より東大阪市財務規則第117条第3号を東大阪市財務規則第117条第1号に変更し、履行保証保険証を受領しております。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【10】－(3)
回答所属	学校教育推進室
項目	【結果21】学校園教育活動支援事業委託等の調度課との合議について(表2、10)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書164頁】

毎年、財務部長からの通知文において、「契約予定金額が委託料で500万円、使用料及び賃借料のリース物件で80万円を超える施行起案については、合議のため調度課長へ起案回付」することとなっている。

この趣旨は、少なくとも高額な契約については、不正防止等のために各原局に対する内部牽制を実施する観点と、調度課における契約管理の観点から必要とされているもので、条例等の規定ではないものの遵守すべき重要な取り決めであると考ええる。

本件については各団体毎に契約が締結され、契約書ベースでは1件あたり500万円を超える契約はないが、事業としては1つの事業として500万円を超えており、実質的には契約金額が500万円を超えていると考えられるが、契約起案の際に調度課との合議が漏れていた。入札時の予算執行伺の際には調度課に合議を得ていたが、当該趣旨を鑑み、あくまでも契約起案の際に調度課との合議を得る必要がある。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(未措置)】

ご指摘の件につきましては、契約起案の際に調度課の合議を得るところ、室内での周知が不十分なため、合議を得ておりませんでした。今後は周知を徹底し、平成29年度より合議を得るようにいたします。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【10】－(4)
回答所属	学校教育推進室
項目	【意見59】学校園教育活動支援事業委託の支出範囲の検証と完了確認・評価について(表2)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書165頁】

本委託料は「東大阪市立幼稚園・小・中・高等学校(以下、「学校園」という)における教育目標の達成、学校園の活性化を図り、諸課題に対し、学校園の教育活動を支援し、教育力を総合的に高める」ことを目的として支出されており、その用途については各研究会に一定の裁量を与えられている。これにより、各学校園は各々の教育課題に対する支出内容を広範囲に解釈することも可能となっている。

よって、少なくとも本市で行う実績確認、評価について、現在実施されている「領収書等支出を証明する書類の写しを求め、報告された収支報告書・事業報告書の内容と照らし合わせて適正な支出がなされているかの確認」だけではなく、各学校園が計画に基づいた適切な支出範囲の支出を行っているかを厳格に検証することが望ましい。

また各学校園の抱える課題や重点目標は、各学校園だけでなくPTAや地域住民が一体となって取り組むことで、より効果が期待できるものと考えられる。そのため、本件における各学校園の計画や支出内容を公表し、その必要性や重要性に関して、これら関係者の協力を得ることも有用ではないかと考える。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(未措置)】

学校園教育活動支援事業の実績確認、評価につきましては、領収書等支出を証明する書類の写しを求め、報告された収支報告書・事業報告書の内容と照らし合わせて適正な支出がなされているかを確認しております。今後は、各学校園が計画に基づいた適切な支出が行われているかについても検証してまいります。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【10】－(5)
回答所属	調度課
項目	【意見60】子ども安全パトロール事業委託の契約形態について(表3、4)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書165頁】

本件については、毎年指名競争入札によって行われている。透明性、公正性の観点からは毎年指名競争入札を実施することは望ましいと考えられる。

他方、中長期的な目線で、より効率的な行政サービスの提供、品質の安定化や向上を図る観点からは「東大阪市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に定める長期継続契約を検討することも一考に値すると思われるが、長期継続契約に関しては「事務取扱要領」には趣旨・目的として「～本市の運営に際して一日も欠かすことのできない業務については～」(第1条)と規定しており、本事業は授業日や夏休み等の長期休業中の登校日等以外は実施していないことから長期継続契約を採用することは困難であると考えている。」との説明を受けている。

しかし、本件にとって長期継続契約が有用であるならば、【意見58】同様、他団体の事例を十分に検討し、長期継続契約の対象となるか否かの判断が明確となるように、判断基準や追加の事例等を「東大阪市長期継続契約に関する事務取扱要領」に加筆、修正することが望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成28年9月末(未措置)】

長期継続契約に該当するか否かの判断基準について、「東大阪市長期継続契約に関する事務取扱要領」を平成29年3月を目途に加筆・修正するよう検討中です。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【10】－(6)
回答所属	学校教育推進室
項目	【意見61】こども安全パトロール事業委託の予定価格及び最低制限価格設定について(表3、4)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書166頁】

本件については、指名競争入札によって行われ、予定価格及び最低制限価格が公表されているが、結果としてすべての入札業者が最低制限価格での入札、抽選での落札業者決定となっている。

これをもって、予定価格及び最低制限価格の設定見直しを行うべきか否かについては一概に判断できるものではないが、例えば、予定価格及び最低制限価格の設定の再検討、仕様書に記載されているような、こどもの安全に資する行政サービスの品質向上の強化を委託先に求める等、本委託業務に関して、より高品質のサービスを楽しむことができるように努めていくことが望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月(末措置)】

ご指摘の内容を踏まえ、予定価格及び最低制限価格の設定等について再検討してまいります。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【10】－(7)
回答所属	学校教育推進室
項目	【意見62】校務支援システム改修業務委託の予定価格の積算について(表5)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書166頁】

本件の予定価格に関しては人工賃の占める割合が大きいとの判断から、これらの人工賃単価の検討を行い、予定価格を積算し、見積額との比較を行っているとの回答を得ている。しかしこの予定価格の積算の検討過程を示した資料はなく、適切に予定価格の積算を行っていることを明らかにするためにも、検討過程を示した資料を整備しておくことが望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(措置済み)】

技術者料金をはじめとするソフトウェア開発費用等の調査結果につきましては、これまでも一般社団法人経済調査会の公表している調査資料等を踏まえながら、人工賃の妥当性を確認しておりますが、頂きました意見を踏まえ、検討過程を示した調査資料を平成27年度より整備しております。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【10】－(8)
回答所属	学校教育推進室
項目	【結果22】小学校教材用コンピューター式保守業務委託等の調度課との合議について(表7、9)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書166頁】

本契約については契約金額が500万円超であるにもかかわらず、調度課との合議がなされていないかった。

毎年、財務部長からの通知文において、「契約予定金額が委託料で500万円、使用料及び賃借料のリース物件で80万円を超える施行起案については、合議のため調度課長へ起案回付」することとなっている。

この趣旨は、少なくとも高額な契約については、不正防止等のために各原局に対する内部牽制を実施する観点と、調度課における契約管理の観点から必要とされているもので、条例等の規定ではないものの遵守すべき重要な取り決めであると考える。今後においては、該当案件については漏れなく合議を得る必要がある。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(措置済み)】

調度課への合議が必要となっている契約書につきましては、平成27年度より適切に処理を行っております。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【11】－(1)
回答所属	学校給食課
項目	【結果23】学校給食配送業務委託等の調度課との合議について(表1、2、3、4、5、6、7、13)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書178頁】

本契約については契約金額が500万円超であるにもかかわらず、調度課との合議がなされていないかった。

毎年、財務部長からの通知文において、「契約予定金額が委託料で500万円、使用料及び賃借料のリース物件で80万円を超える施行起案については、合議のため調度課長へ起案回付」することとなっている。

この趣旨は、少なくとも高額な契約については、不正防止等のために各原局に対する内部牽制を実施する観点と、調度課における契約管理の観点から必要とされているもので、条例等の規定ではないものの遵守すべき重要な取り決めであると考える。今後においては、該当案件については漏れなく合議を得る必要がある。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(措置済み)】

平成27年度より、契約金額が500万円を超える委託契約につきまして、調度課の合議を得ることを徹底しております。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【11】－(2)
回答所属	調度課
項目	【意見63】学校給食配送業務委託の契約形態について(表1)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書178頁】

本件は平成22年に指名競争入札を実施し、その後の4年間に関しては「各契約年度の業務履行状況が「良」と認められる場合」という条件を口頭で伝え、落札業者と前年度の委託料を基に毎年随意契約を行うこととしており、実質的には「地方自治法第234条の3」に規定する長期継続契約に類する契約形態となっている。

これは、本件が「東大阪市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」による長期継続契約が締結できないとの解釈を前提とし、給食配送業務を安定的に実施することが必要であること、給食配送トラックの保有と架装は配送業者が調達することとしていること等から実質的な長期継続契約としているとの説明を受けている。

すなわち本件に関して長期継続契約で契約するメリットは大きいものと考えられ、明確なデメリットが少ないのであれば「10. 教育委員会 学校教育推進室」の【意見58】同様、他団体の事例を十分に検討し、長期継続契約の対象となるか否かの判断基準や追加の事例等を「東大阪市長期継続契約に関する事務取扱要領」に加筆、修正することが望まれる。

なお、現在の仕様、契約では、給食配送トラックの保有と架装を委託先に任せ、実質的な長期継続契約を行うことで、安定的な業務供給と経済性の双方を追求、重視されているが、一方で、業者間の競争原理によって業務の効率性、サービス価値の向上を期待できる側面もある点を考慮していくことが望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成28年9月末(未措置)】

長期継続契約に該当するか否かの判断基準について、「東大阪市長期継続契約に関する事務取扱要領」を平成29年3月を目途に加筆・修正するよう検討中です。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【11】－(3)
回答所属	学校給食課
項目	【意見64】学校給食配送業務委託等の予定価格の積算について(表1、2、3、4、5、6、7)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書179頁】

前年度実績を参考に予定価格を積算しているが、これは給食配送安全履行や給食調理安全履行を重視していることから前年度実績金額を参考に予定価格を決定しているとの説明を受けている。

しかし前年度実績金額を利用した予定価格は、本件を実質的な長期継続契約としたメリット(例えば長期継続契約による単年度契約上の単価の削減や年度毎の逡減)を十分に活かす機会を失っていると考えられる。

前年度実績金額だけでなく、例えば他から見積りを入手して検討する等により予定価格を積算することが望ましい。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(一部措置済み)】

本契約においては、入札の際、「各年度の業務履行状況が良好な場合、翌年度以降、最長5年間、同様に随意契約する」と説明していることから、実質的な長期継続契約であり、入札時の応札価格は、これを踏まえた価格と考えており、実質的な長期継続契約のメリットを生かす機会を失っているとは考えていないものです。

また、【表1 学校給食配送業務】については、平成21年度指名競争入札及び平成26年度一般競争入札において、結果的に委託業者のみの応札となっていることから、他の登録業者から参考見積りを收受しても、経済性の観点から、契約上の単価の妥当性の検証には繋がらないと考えておりますが、今後、予定価格の積算については、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の運転手年間給与額などを十分考慮し、積算してまいりたいと考えております。

【表2～7 各学校給食調理業務】については、プロポーザル方式により、委託業者を選定しており、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の年間給与額や、本市の役職別給与額、大阪府最低賃金等を考慮し積算した委託金額をもとに積算し価格範囲を設定するとともに、価格も含めて業者を評価し、決定しています。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【11】－(4)
回答所属	学校給食課
項目	【意見65】学校給食配送業務委託等の相見積りの実施について(表1、2、3、4、5、6、7)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書179頁】

前年度実績を参考に予定価格を積算し、委託先からの見積書と比較したうえで契約上の単価を決定しているとのことであるが、結果として前年度実績金額がベースとなった契約上の単価となっている。

しかし前年度実績金額がベースとなった契約上の単価は、本件を実質的な長期継続契約としたメリット(例えば長期継続契約による単年度契約上の単価の削減や年度毎の逡減)を十分に活かす機会を失っていると考えられる。

少なくとも複数の見積りを入手する等により、相見積りの実施を行い、委託先からの見積書と比較し、経済性の観点から契約上の単価の妥当性を毎年検証することが望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(一部措置済み)】

本契約においては、入札の際、「各年度の業務履行状況が良好な場合、翌年度以降、最長5年間、同様に随意契約する」と説明していることから、実質的な長期継続契約であり、入札時の応札価格は、これを踏まえた価格と考えており、実質的な長期継続契約のメリットを生かす機会を失っているとは考えていないものです。

また、【表1 学校給食配送業務】については、平成21年度指名競争入札及び平成26年度一般競争入札において、結果的に委託業者のみの応札となっていることから、他の登録業者から参考見積りを收受しても、経済性の観点から、契約上の単価の妥当性の検証には繋がらないと考えております。

【表2～7 各学校給食調理業務】については、プロポーザル方式により、委託業者を選定しており、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の年間給与額や、本市の役職別給与額、大阪府最低賃金等を考慮し積算した委託金額をもとに積算し価格範囲を設定するとともに、価格も含めて業者を評価し、決定しています。また、初年度以降は、選定時の見積内容をベースに、調理食数・学級数の増減による調理員人数の増減、法定福利費や最低賃金等の変動費について考慮・検証し、契約金額を決定しています。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【11】－(5)
回答所属	学校給食課
項目	【意見66】学校給食配送業務委託等の実績確認・評価について(表1、2、3、4、5、6、7)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書179頁】

学校給食配送業務、学校給食調理等業務の完了確認の方法として、「委託業務履行状況報告書」に基づき、委託先の関係者ではない各拠点(給食センター、各共同調理場、各学校)の所属長から業務実績に関する評価について回答を入手している。

その内容を確認したところ「良」の項目に「△」を付している項目、「否」の項目に「○」を付している場合があるものの、最終判断としてはいずれも「適任である」とされていた。このように内容に判断が必要な場合、学校給食課の担当者から各拠点に問い合わせを行い、状況を確認して最終判断をしているとのことであるが、検討結果は残されていない。

当該報告書は委託先の業務評価を行う重要な根拠資料であり、履行状況の確認報告に基づき、より厳格な判断とその判断過程資料を残しておくのが望ましい。

なお、本件の委託業務履行状況報告書の各項目は仕様書に基づいた項目となっており、「良」に「○」と回答されているもの以外については、委託先に改善を指示するだけでなく、改善状況を確認しその書類を保存することが望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(一部措置済み)】

履行状況報告書に係る「履行状況の評価」は、各所属長において判断いただいているところですが、給食運営に支障をきたすような履行内容が生じた場合、学校給食課及び現場責任者等による調整の後、改善に向けての取組内容を委託会社に求めております。これら調整した内容や委託業者からの改善対策報告書等は、ご指摘を踏まえ保存・管理を行ってまいります。また、現場状況・改善状況については、履行状況報告書だけではなく、日々の業務報告書により確認を行ってまいります。

なお、次年度以降の契約について、最終的には学校給食課で判断するのではなく、(公財)東大阪府学校給食会が組織し、学校長やPTA保護者代表、栄養教諭、学校給食調理員等で構成される学校給食改善調査研究委員会の中で、学校給食課職員が履行状況を説明した上で、委員から広く意見を聴取し、了解を得て最終的な判断としています。これら業務評価を行う根拠資料となる履行状況報告書・聞き取りなどによる調整内容・改善状況等の書類についても適正に保存・管理してまいります。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【11】－(6)
回答所属	調度課
項目	【意見67】学校給食調理等業務委託の契約形態について(表2、3、4、5、6、7)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書180頁】

本件は平成20年度から平成23年度にプロポーザルの随意契約を実施し、その後の4年間に
 関しては「各契約年度の業務履行状況が「良」と認められる場合」という条件付で委託先と前
 年度の委託料を基に毎年随意契約を行うこととしており、実質的には「地方自治法第234条の
 3」に規定する長期継続契約に類する契約形態となっている。

これは、本件が「東大阪市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」による
 長期継続契約が締結できないとの解釈を前提とし、給食調理業務を安定的に実施することが
 必要であること等から実質的な長期継続契約としているとの説明を受けている。

すなわち本件に関して長期継続契約で契約するメリットは大きいものと考えられ、明確なデメ
 リットが少ないのであれば「10. 教育委員会 学校教育推進室」の【意見58】同様、他団体の事
 例を十分に検討し、長期継続契約の対象となるか否かの判断基準や追加の事例等を「東大
 阪市長期継続契約に関する事務取扱要領」に加筆、修正することが望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成28年9月末(未措置)】

長期継続契約に該当するか否かの判断基準について、「東大阪市長期継続契約に関する事務
 取扱要領」を平成29年3月を目途に加筆・修正するよう検討中です。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【11】－(7)
回答所属	学校給食課
項目	【意見68】学校給食調理等業務委託の予定単価の積算について(表2、3、4、5、6、7)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書180頁】

本件の契約単位は、学校給食センター(表2)、単独調理校(予定食数が概ね同じとなるように単独調理校8校を4分割して契約(表3～6))、共同調理場(表7)となっている。なお、いずれも契約内容は同一となっている。

各契約に関して委託先からは見積書を収受し、それを基準に契約額を決定しているが、当該委託額を予定食数で割った委託単価が同一業者による見積りであってもバラつきが見られる。委託額には変動費だけでなく固定費をも含まれるため、委託単価が必ずしも均一になるとは限らないかもしれないが、予定単価が妥当であるかどうかの検証を毎年実施することが望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(一部措置済み)】

各契約については、委託初年度(5年経過で再選定を行っている)に、プロポーザル方式により、委託業者を選定しております。子どもたちに安心・安全な給食を提供できる事業者を選定するため、会社実績・価格・運営方法などから総合的に評価しております。この選定時に、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の年間給与額や、本市の役職別給与額、大阪府最低賃金等を考慮し積算した委託金額をもとに価格範囲を設定し、価格も含めて業者を評価し、決定しています。

初年度以降の契約金額については、選定時の見積内容をベースにしておりますが、調理食数・学級数の増減による調理員人数の増減、法定福利費や最低賃金等の変動費について考慮・検証し、契約金額を決定しています。

なお、当該委託額を予定食数で割った委託単価については、各契約金額のほとんどを人件費が占めており、毎年大阪府最低賃金が上昇するなか、児童数が減少する傾向にあること、また、学級数に大きな変動がないことに加え、アレルギー対応などにより安全に調理業務を行うためにも、調理作業員の削減は難しいことから、予定食数で割った委託単価は上昇し、各施設諸条件も相違することから予定単価は必ずしも同一にはならない状況にございます。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【11】－(8)
回答所属	学校給食課
項目	【意見69】学校給食調理等業務委託の契約保証金について(表2、3、4、5、6、7)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書181頁】

契約保証金について、東大阪市財務規則第117条第3号の規定により免除とされている。
 本件においては、代理履行業者を含めた三者契約となっており、実質的な契約不履行リスクは通常よりも低いと考えられ、この点で当該三者契約は契約保証金収受の目的の一部を果たしていると考えられる。しかし、委託先が契約を履行しないこととなるおそれがないことを示す明確な根拠資料はなく、契約不履行のおそれがないとは判断できない。

契約金額が500万円を超える場合には、履行保証保険証書を入手する必要がある(「委託料、使用料及び賃借料の契約事務の取り扱いについて(通知)平成12年3月10日付 調度課長)ことを考慮すると、同規則により契約保証金を免除する場合には、各委託先の財政状況等を検討の上、明確な根拠資料を整備しておくとともに内容を文書化しておくことが望ましい。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成28年9月末(措置済み)】

平成27年度委託事業者選定分(平成27年7月22日契約締結)及び平成28年度のすべての学校給食調理等業務委託の契約保証金については、委託事業者より履行保証保険証券を収受し、東大阪市財務規則第117条第1号の規定により免除としています。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【11】－(9)
回答所属	学校給食課
項目	【意見70】東大阪市玉串共同調理場学校給食調理等業務委託の代理業者の設定について(表7)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書181頁】

本件については、委託先が何らかの理由で業務履行できない場合に対応できるよう、代理業者を委託先が選定し、委託先、代理業者を含めた三者契約しているが、委託先が(株)南テスティパル(代理:前記と代表者が同じである(株)テスティパル)となっている。代理業者は食中毒の発生や委託先の倒産時に対応する目的で契約上設けているとことであるが、委託先と代理業者の法人格は異なるものの代表者が同じある場合、代理業者を設ける本来的な目的が失われることになる。代理業者の設定に関しては、目的が達成されるよう配慮することが望まれる。

・措置状況内容

【平成28年9月末(未措置)】

委託先(株)南テスティパルと代理業者(株)テスティパルはグループ会社ではあるが、法人格および代表者は異なっております。委託先が何らかの理由で業務ができない場合とは、多くの場合、食中毒事故などの発生で営業停止になった場合を想定しており、現代理業者で十分対応は可能と考えております。また、委託先の倒産に関しては、プロポーザル方式での選定の際、委託業者を含む応募業者より、会社概要、経営状況、納税証明、受託実績などを収受し、業者決定の判断・採点材料にもなっており、それらを考慮して業者決定をしております。

しかしながら、委託先を含むグループ会社の倒産の可能性も考慮するために、今後、該当業者につきましては、代理業者の変更を依頼してまいりたい。また、プロポーザル実施の際は、グループ会社を代理業者とすることがないように実施要領等の整備を検討してまいります。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【11】－(10)
回答所属	学校給食課
項目	【意見71】市立単独調理校廃棄物(生ごみ)収集処理業務委託の随意契約理由について(表8)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書182頁】

随意契約理由として、回収場所が市内の31校に上り、1業者では指定した時間内に回収が難しいと考えられるため、市内の業者が加入している組合と随意契約をしているとの説明を受けている。

しかし、各学校での調理廃棄物(生ごみ)の収集は処分許可業者であれば十分実施可能であり、現行の契約においても実際の業務を行っているのはこれらの処分許可業者である。また収集対象区域を異なる区域ごとに複数の業者を選定することも可能と考えられ、上記は十分な随意契約理由にはなっていないと考えられる。

収集対象地域を区分した場合、同一の業務に複数の業者を選定することの事務管理コスト等も考慮する必要があるが、複数の業者が競争することによる経済的なメリットも比較検討し検討することが望ましい。

契約方法に関しては、例えばプロポーザルの随意契約を検討する等の対応を行うことが望まれる。

なお、本件では随意契約理由を書面にて記載した書類が見られなかった。担当部署からは今後改善するとの説明を受けているが、適切に記載し保管することが望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(一部措置済み)】

本業務が1業者で指定時間内に給食業務や学校現場に支障なく業務を完了できるかどうか、改めていくつかの業者に調査と、競争入札やプロポーザルを実施することでの事務作業量の増加、実施することでの経済的なメリットなども比較検討してまいります。

なお、随意契約理由については、平成27年度契約より明記しております。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【11】－(11)
回答所属	学校給食課
項目	【結果24】市立単独調理校廃棄物収集処理業務委託の相見積りの実施について(表8)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書182頁】

委託先1者の見積書に基づいて契約単価を決定しており、相見積りを実施していない。
 しかし、東大阪市財務規則第108条に、「令第167条の2の規定により随意契約によろうとするときは、契約の目的、内容その他契約について必要な事項を示して2人以上の者から見積書を提出させなければならない。」とあり、相見積りの実施を省略できる場合とは、「予定価格が50,000円以下であるとき又は契約の相手方が1人の者に特定されるとき若しくは2人以上の者から見積書を提出させることが困難なときその他2人以上の者から見積書を提出させることを要しないと認められる特別の事情があるときのみである。」と規定されている。相見積りを実施し、契約額について、経済的観点からみた妥当性を検証すべきである。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(未措置)】

市のごみ回収は、4組合で入札を実施しており、学校給食課において、今後、他の登録業者や協同組合から見積りを收受するよう努めてまいります。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【11】－(12)
回答所属	学校給食課
項目	【意見72】市立単独調理校廃棄物収集処理業務委託等の実績確認・評価について(表8、9)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書182頁】

市立単独調理校、学校給食センター、共同調理場廃棄物収集処理業務の完了確認の方法として、毎月委託先から「業務実施報告書」を収受し、委託先の履行状況を確認されているが、本委託業務に対する評価は実施されていない。

特に本件のように随意契約による委託契約を実施する場合には、例えば学校給食配送業務、学校給食調理等業務で実施されているような「委託業務履行状況報告書」を作成し、各学校長等所管部署の所属長の評価によるフィードバックを受ける等、委託先の業務実績評価を実施し、恒常的に高品質かつ効率的な業務を提供してもらうように努めることが望ましい。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(見解の相違)】

給食配送業務や給食調理等業務については、安全・安心な給食の品質に直接的に関わる業務であり、契約形態が実質的な長期継続契約として履行状況から翌年度以降の契約継続を行っていることから、履行状況を確認しております。本業務は、毎日確実にごみの回収を行うことであり、業務不履行の場合は、各学校現場から随時連絡があることから、各学校から履行状況報告書を収受せずとも履行状況は確認できていると考えます。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【11】－(13)
回答所属	学校給食課
項目	【意見73】学校給食センター・共同調理場廃棄物収集処理業務委託の随意契約理由について(表9)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書183頁】

本契約では、随意契約理由として、有利な価格で契約ができると見込まれるため「地方自治法施行令第167条の2第1項第7号」に基づき随意契約としている。

ここで「同第7号」では、「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるとき」とされているが、これに対応して学校給食課では別の業者1者から見積書を収受しているのみである。本件は処分許可業者であれば実施することは可能であり、本市の登録業者も多数あることから、複数業者から見積を収受することは比較的容易に実施できると考えられ、この業者1者の見積書のみをもって、「同第7号」の「時価に比して著しく有利な価格」であるとするのは十分でないと考えられる。「同第7号」の「判断基準は明確にできるものではない」(東大阪市随意契約ガイドライン 平成21年4月1日)としても「同第7号」の適用にあたっては「市場調査を行う等、慎重に決定する必要」があり、市場調査といえるよう少なくとも複数の業者から見積書を収受し検討を行う等の対応を行うことが望まれる。

なお、本件では随意契約理由を書面にて記載した書類が見られなかった。担当部署からは今後改善するとの説明を受けている。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成28年9月末(措置済み)】

本業務は、各施設の廃棄物収集量における収集処理参考金額、他社見積書を比較し、平成28年度より、本市予定金額で業務実施可能である委託業者と「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び東大阪市財務規則第108条」に基づき随意契約としています。

なお、見積書については、平成27年度より委託会社を含め3者から見積書を収受しております。また、随意契約理由については、平成27年度より明記しております。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【11】－(14)
回答所属	学校給食課
項目	【意見74】学校給食センター及び共同調理場生ゴミ処理機保守点検業務委託等の随意契約理由について(表10、11、12、17、19)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書183頁】

本契約では、随意契約理由として、構造、特性に熟知した機械購入先であるためとの説明を受けている。確かに委託先は販売もしくは設置した機械の構造、特性に熟知しており、保守点検業務も一定の信頼感を持って任せられる等の利点も多くあると考えられる。

しかし、本件は同業他社でも実施可能と考えられ、上記は十分な随意契約理由にはなっていないと考えられる。

機器の保守点検業務は機器が正常に動作するために行う業務であり、必ずしも経済性のみ
に注視して契約先を決めるものではないが、例えばプロポーザルの随意契約を検討する等の
対応を行うことが望まれる。

また、当該機器の購入時にこのような保守業務委託も含めたライフサイクルコストを基準に委託先を決定することも有効であったのではないかと思料する。なお、その際には委託先から提案された保守等の予定コストが実際コストと整合しているか継続的に検証していくことが望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(未措置)】

各契約については、学校給食業務に欠かすことのできないものであり、機器購入先や製造・設置業者は構造・特性に熟知し、緊急時に即座に対応できるという観点から、これらの事業者と随意契約を行っております。

今後、同業他社で実施可能と思われる業務については、他所属の同業務や類似する業務の契約状況等を参考にするとともに、登録業者への聞き取りなどにより、契約期間満了時や運営方法の変更時などには、ご指摘の通り検討してまいります

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【11】－(15)
回答所属	学校給食課
項目	【結果25】学校給食センター及び共同調理場生ゴミ処理機保守点検業務委託等の相見積りの実施について(表10、11、12、14、15、16、17、18、19)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書184頁】

委託先1者の見積書に基づいて契約単価を決定しており、相見積りを実施していない。

しかし、東大阪市財務規則第108条に、「令第167条の2の規定により随意契約によるうとするときは、契約の目的、内容その他契約について必要な事項を示して2人以上の者から見積書を提出させなければならない。」とあり、相見積りの実施を省略できる場合とは、「予定価格が50,000円以下であるとき又は契約の相手方が1人の者に特定されるとき若しくは2人以上の者から見積書を提出させることが困難なときその他2人以上の者から見積書を提出させることを要しないと認められる特別の事情があるときのみである。」と規定されている。相見積りを実施し、契約額について、経済的観点からみた妥当性を検証すべきである。

なお、結果として平成19年度から平成23年度(学校給食センター等生ゴミ処理機保守点検業務委託)、平成19年度以降(厨房機器保守点検、学校給食センター等昇降機保守点検、学校給食センター自家用電気工作物保安管理、学校給食用小荷物専用昇降機保守点検業務委託)又は平成20年度以降(厨房機器保守点検、学校給食センター自動扉保守点検業務委託)において、本件の契約金額は一定であったとの説明を受けている。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(未措置)】

各契約について、学校給食業務に欠かすことのできないものであり、機器購入先や製造設置業者は構造・特性に熟知し、緊急時に即座に対応できるという観点から随意契約を行っております。これらについて、同内容の業務の場合、施設により条件等に相違はありますが、価格について比較検討してまいります。その他については今後、同業他社から見積りを収受するよう努めてまいります。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【11】－(16)
回答所属	学校給食課
項目	【結果26】学校給食センター及び共同調理場生ゴミ処理機保守点検業務委託の再委託について(表10)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書185頁】

委託先から収受しているゴミサー保守点検表によれば、保守点検業務について、実際は委託先ではなく、別業者により業務が実施されている。

なお当該別業者は機器製造メーカーであるものの業者登録されていない。

委託先立会のもと業務を行っている等の理由があるものの、上記の状況は、実質再委託にあたりと考えられる。契約条項で再委託は原則禁止としており、再委託が認められるのは市による承認を得た場合のみであるが、市からの再委託の承認も得られていない。

再委託の事前承認を市からもらっておくとともに、ゴミサー保守点検表には委託先名を記載しておくべきである。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(措置済み)】

再委託については、平成27年度より契約にあたり委託会社からの申請書の提出をもって、再委託を承認しております。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【11】－(17)
回答所属	学校給食課
項目	【意見75】学校給食センター機械設備保守点検業務委託の作業完了報告書への押印について(表13)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書185頁】

本件においては、毎月業者から作業完了報告書を収受しているが、2013年4月及び5月分の作業完了報告書には委託先の社印が押印されていない。また2013年6月から2014年3月の期間においても、作業完了報告書に付随する点検報告書においては委託先の社印が押印されていたものの、作業完了報告書には委託先の社印が押印されていない。作業完了報告書は、作業確認のための重要な証憑であり不備のない書類を入手するよう留意することが望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(措置済み)】

平成27年度より本市届出印を押印した業務完了届を収受しております。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【11】－(18)
回答所属	学校給食課
項目	【意見76】学校給食センター自家用電気工作物保安管理業務委託の随意契約理由について(表18)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書185頁】

随意契約理由として、契約の安定的供給につながることから、「東大阪市長期継続契約に関する条例」第2条第2項に基づく随意契約としたと記載されている。

長期継続契約のメリットについては理解できるものの、本件は例えば「関西電気保安協会」等の同業他社でも実施可能と考えられ、上記は十分な随意契約理由にはなっていないと考えられる。

本件は契約に基づく安定的なサービスの供給が求められる業務であり、必ずしも経済性のみを注視して契約先を決めるものではないため、例えばプロポーザルの随意契約を検討する等の対応を行うことが望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(未措置)】

本業務につきましては、今後、複数の事業者より見積書を收受し、業者決定するよう努めて参ります。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【12】－(1)
回答所属	文化財課
項目	【意見77】鴻池新田会所等の非公募による指定管理者の選定について(表1、2、3、4)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書191頁】

市は、専門性の高い仕様であり、文化財管理業務の実績のある業者であることから、公募することなく外郭団体である(公財)東大阪市文化振興協会を指定管理者として指定している。最近では文化財である施設の指定管理を公募している自治体も多く、ノウハウを蓄積している民間事業会社も増えており、コスト削減や文化財の利活用、保存について民間のノウハウを得るという観点から、公募することが望ましい。

また、委託の透明性、公平性の観点からも、第三者の事業参入の機会を与えない非公募による指定管理者の選定は適切とは言えず、公募による指定管理者の選定の検討が望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(一部措置済み)】

旧河澄家につきましては、平成27年度から公募による指定管理者選定を実施しております。残る文化財施設(鴻池新田会所・郷土博物館・埋蔵文化財センター)につきましても、平成30年度からの公募を予定しており、来年度は指定管理者公募関連事務を行っていく予定です。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【12】－(2)
回答所属	文化財課
項目	【意見78】鴻池新田会所等の指定管理の契約金額について(表1、2、3、4)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書191頁】

旧河澄家では、他所にない費目(広告料)や前年度実績のない費目(賃貸料や雑費)が見積書に含まれているが、その内容を確認した形跡がなく、委託先作成の見積りのみをもって契約しているものと判断される。また、見積書の数値と実績数値に乖離があり、これについても見積書入手時の検討が足りていないものと考えられる。さらに、他所でも見積書合計と実績数値合計は近似しているが、見積りの容易な賃借料でも差異が認められた。

東大阪市は、指定管理者の業務実施について、有効性の観点のみならず委託金額の合理性確保の観点からも、過年度実績や他所の見積り状況を踏まえ見積書の内容と実施された内容を十分に比較検討し、疑問点があれば指定管理者と協議することでそのリーダーシップをいかんなく発揮することが望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成28年9月末(一部措置済み)】

旧河澄家の指定管理者については、平成27年度より公募で決定した株式会社アスウェルが管理運営しており、その委託料については、前指定管理者より大幅に減額されています。また、鴻池新田会所、郷土博物館、埋蔵文化財センター委託料については、指定管理者からの電気料金の増額要求に対して、他の予算で執行するよう指示するなど、施設管理経費を中心に文化財課として一定精査し、財政課に予算要求しています。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【12】－(3)
回答所属	行財政改革室
項目	【意見79】鴻池新田会所等の指定管理者制度における契約保証金の取扱いについて(表1、2、3、4)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書191頁】

現在、委託契約の保証金については、東大阪市財務規則第115条以降に規定されているが、指定管理者制度への準用は想定しておらず、また、「東大阪市公の施設の指定管理者制度の運用にかかる指針」において保証金についての規定がない。このため、実務上も指定管理者からは保証金を徴収していない。しかし、指定管理者の中には、施設の経営状況の悪化や指定された事業者自身の倒産等の理由で指定管理者自らが撤退する事例も見受けられる。そのため、昨今ではこうした指定管理者の撤退・取り消しを防ぐために、協定時に保証金を納付することを義務付ける地方公共団体も見受けられる。

指定管理者制度について、義務の履行の重要性や履行できなかった場合の市の損失リスクを勘案し、保証金を徴収するか否かの検討が望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(未措置)】

指定管理者制度において保証金を徴収することは、市の損失リスクをより低減できるメリットがある半面、資金力が弱い団体に対する参入障壁となるなどのデメリットもあると考えております。

現在は、指定管理者の選定時に、応募者の財務状況その他安定した運営を行う能力があるかを十分に評価することで、市の損失リスクを低減できるように努めているところです。

今後も、指定管理者による施設の管理状況や他市における保証金の取り扱いなどを踏まえて、保証金の徴収の要否について引き続き検討してまいります。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【12】－(4)
回答所属	文化財課
項目	【意見80】鴻池新田会所等の実績の評価について(表1、3、4)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書192頁】

郷土博物館では、来場者にアンケートの記入を依頼し、これを踏まえて、案内板の整備やPR強化、展示内容の改善などが実施されている。他の施設においてもアンケートを実施し、来場者の利便性の向上、来場者の増加を目指すことが望ましい。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(措置済み)】

旧河澄家、鴻池新田会所、埋蔵文化財センターにおいても、平成27年度より来館者アンケートを実施し、来館者ニーズの掌握に努めています。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【12】－(5)
回答所属	文化財課
項目	【結果27】郷土博物館等の指定管理者からの再委託について(表2、4)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書192頁】

郷土博物館及び埋蔵文化財センターでの看板設置業務について再委託されているが、これらは再委託として承認を得ている清掃・警備業務及び設備機器の保守点検業務等の業務に含まれておらず、適切な承認を得ていない。

再委託は協定書の条項で原則禁止されており、再委託が認められるのは市による承認を得た場合のみである。再委託する場合には適切な手続きを実施すべきである。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(未措置)】

郷土博物館及び埋蔵文化財センターにおける看板設置業務再委託は平成25年度のみ行われました。当該再委託業務が必要な場合には、再委託協議書を提出させ、協議を行い、適正に事務処理するよう努めてまいります。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【12】－(6)
回答所属	文化財課
項目	【意見81】埋蔵文化財緊急発掘調査等業務委託の指名競争入札における指名者の限定について(表5)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書192頁】

市は選定基準として、以下を提示している。

<選定基準1>

① 過去10年間で本市の埋蔵文化財緊急発掘調査業務を遂行したことがある者

② 本市業者登録での希望業種に埋蔵文化財発掘調査の業務を挙げている者

<選定基準2>

平成24年度緊急発掘調査単価契約入札で予定価格を超えて入札した者は指名しない。

上記の選定基準1の①によると、この選定基準が設定された時点において過去10年間に委託されていない業者は永久に入札に参加できないこととなる。さらに同じ業者が10年間で2年以上委託先に選定されると、入札に参加できる業者は減少していく一方である。このような選定基準は公平性が阻害されるため、妥当ではない。埋蔵文化財の発掘調査業務にはノウハウが必要であるが、本市周辺さらに近畿地方には埋蔵文化財も多く、そのようなノウハウを持つ業者も多く存在する。過去10年間の受託実績を条件とする場合、本市に限定しなければ特段の問題は生じない。

よって、指名競争入札の条件を極めて厳しく限定するのではなく、ある程度、公平性・競争性を担保できる方向を模索し、さらには条件付き一般競争入札の導入も検討されることが望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(一部措置済み)】

入札参加業者の枠を広げるため、受注実績の期間を過去10年間で過去15年間に変更しました。また、過去の受託実績を廃止できない理由としましては、本市の埋蔵文化財は他市にない特殊性があり、本市の埋蔵文化財の特徴を熟知している事業者を選定することにより、文化財の保護に万全を期すためですが、今後、ご指摘を踏まえ、検討してまいります。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【12】－(7)
回答所属	文化財課
項目	【意見82】埋蔵文化財発掘調査出土遺物整理業務委託の指名競争入札における指名方法について(表6)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書193頁】

同契約(その3)において、その2において指名した6業者のうち、上位5社を指名しているが、その3においてその2と同様の入札順位になるとは限らない。したがって、対象となる先を絞らず指名することが望ましい。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成28年9月末(措置済み)】

その3において、1者を指名しなかった理由は、財務規則上の最低指名業者数である5者に合わせたものでしたが、本来は、ご指摘のとおり対象となる先を絞らずに指名すべきであったと考えております。平成28年度においては、ご指摘を踏まえ、対象先を絞らずに入札を行っております。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【12】－(8)
回答所属	文化財課
項目	【結果28】埋蔵文化財発掘調査出土遺物整理業務委託の業務委託契約の完了確認について(表6)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書193頁】

その1及びその2においては文化財課課員により終了報告書と受託者の評価シートを作成しているが、その3においては作成されていない。同一業者が同水準で成果物を提出するとは限らないため、契約の都度評価シートを作成し、成果物が基準をクリアしているか評価する必要がある。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(未措置)】

平成25年度の評価シートについては、その1を平成25年10月25日、その2を平成26年2月28日に作成しておりますが、その3については作成しておりませんでした。平成26年度については、1件のみの委託で、平成26年7月18日に作成しております。平成27年度については、その1について平成28年2月17日に作成しておりますが、その2について作成していませんでした。今後はご指摘を踏まえ、評価シートを漏れなく作成してまいります。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【12】－(9)
回答所属	文化財課
項目	【意見83】分布調査業務委託の完了確認について(表7)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書193頁】

システム改良したデスクトップパソコンの納品を受けているが、成果物が想定の基準をクリアしているかが明確ではない。したがって、検収に際して、その適切な判断に資するため、チェック項目を一覧にした評価表を作成することが望ましい。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末(未措置)】

今後は、指摘を踏まえ、業務に合わせた評価表を作成し適正な事務執行に努めてまいります。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【13】－(1)
回答所属	調度課
項目	【意見84】契約に関する規定の一元管理について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書194頁】

今回の包括外部監査において、東大阪市で運用されている契約に関する全ての規定・マニュアル等を把握しようとしたが、それらを体系的に把握した資料はなく、契約に係る規定等を把握することが容易ではなかった。

例えば、平成12年の通達が現在も重要なルールとして生きているケースもあり、これらを含めて契約に係る規定等を各所管課が、適時適切かつ網羅的に把握するためには、契約関連規定等の体系図や一覧を作成し明示することが有効であると考える。

また、各所管課において独自の解釈によるルールが運用されてしまわないように、所管課内で契約に係るルール文書やマニュアルを策定した場合は、契約を統括する調度課に提出し、規定等と不整合な点はないかチェックを受けることが望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成28年9月末(一部措置済み)】

平成28年3月に「業務委託契約・リース契約事務の手引き」を作成し、各所管課に通知しました。今回のご指摘を踏まえまして、手引きには契約関連規定等の体系図や一覧を明示するよう検討いたします。また各所管課には独自のルールの設定を認めておりませんので、統一的な事務をおこなうように指導してまいります。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【13】－(2)
回答所属	調度課
項目	【意見85】調度課への合議申請の漏れに対するチェックについて

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書194頁】

財務部長通知において、契約予定金額が委託料で500万円(使用料及び賃借料のリース物件の場合は80万円)を超えるものについては調度課による合議を求めているが、今回の個別に監査対象とした所管課の監査意見に記載しているように、複数の契約において金額の基準以上であるにもかかわらず調度課の合議を得ていないものがあった。

個別監査において調度課との合議が漏れていた部署

部署名 結果番号

3. 情報化推進室 結果5

5. 高齢介護課 結果12

9. 交通対策室 結果19

10. 学校教育推進室 結果21、結果22

11. 学校給食課 結果23

これは、合議の申請自体は各申請部署側が行っており、各申請部署の認識不足から合議申請自体が漏れてしまったことが直接的な原因であるが、合議申請が漏れていることを事後的にチェックする仕組みがないことから内部牽制が効いていないことも問題の一端であると考え

る。
財務会計システムへの登録情報などを基に、金額基準を超える契約について漏れなく合議を行っているかを調度課が事後的に検証する等の組織的な対応が望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成28年9月末(一部措置済み)】

「各所属における契約事務の適正な執行について」(平成28年3月24日財務部長通知)により周知を図りました。各所管課には定期的に通知等をおこない、周知を強化するよう図ってまいります。また、事後検証につきましては現システムでは有効な方法がなく困難であるため、これまでのチェック方法について抜本的に見直す方向で検討しているところです。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【13】－(3)
回答所属	調度課
項目	【意見86】500万円以下の委託契約の管理について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書195頁】

財務部長通知において、契約予定金額が委託料で500万円(使用料及び賃借料のリース物件の場合は80万円)を超えるものについては調度課による合議を求めており、これらの契約についてはこのような調度課のチェック機能を十分に発揮している。(契約金額が500万円を超えるものは契約額総額のうち約91%を占めている。)

一方、契約予定金額が委託料で500万円(使用料及び賃借料のリース物件の場合は80万円)以下の契約に関しては、調度課のチェックが入らず、各所管課に一任する形となってしまう。

調度課の事務分掌に「契約に係る総括指導に関すること」とあることから、金額的な重要性は低いとはいえ、各所管課への牽制機能を発揮するためにも、金額の基準以下の契約についても分析を行う、あるいは事後的にサンプルで検証する等何らかのチェックを行うことが望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成28年9月末(一部措置済み)】

契約予定金額が委託料で500万円(使用料及び賃借料のリース物件の場合は80万円)を超える契約については合議の徹底を図り、500万円以下の委託契約については各所管課に「業務委託契約・リース契約事務の手引き」を参考に手続きを行うよう周知しています。今後は、500万円以下の委託契約についてもチェックができるよう、チェック方法について抜本的に見直す方向で検討しているところです。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【13】－(4)
回答所属	調度課
項目	【意見87】最低制限価格の設定について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書195頁】

一般競争入札及び指名競争入札の場合においては、契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる（地方自治法施行令第167条の10第2項）。

現在の東大阪市における最低制限価格の設定については、各所管課に一任しており、運用方法が統一されていない。

もともと最低制限価格を設ける趣旨は、価格を下げすぎることによる品質の低下に一定の歯止めをかけること、最低限必要な利潤を受注した事業者に配分しないと最低賃金法違反、不法就労、あるいは買ったとき等不健全な経営を助長しかねないことがある。

このような制度の趣旨に鑑みると、最低制限価格の設定について、各所管課に全を一任するのではなく、例えば労働集約的な事業については最低賃金による積算価格を参考に最低制限価格を設ける等、客観的な基準を設けて運用することが望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成28年9月末（措置済み）】

平成28年3月に「業務委託契約・リース契約事務の手引き」を作成し、各所管課に通知しました。最低制限価格については、警備業務や清掃業務などの労働集約的な業務について、受注業者の労働関係法令違反を助長する恐れのある場合においては設定するよう指示していますが、その価格については各業務により異なってくるものであり、手引きの例示を参考に、各所管課の判断により設定をおこなっています。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【13】－(5)
回答所属	調度課
項目	【意見88】予定価格の文書化について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書196頁】

予定価格とは、地方公共団体が契約をするに際し、契約の決裁担当者がその契約金額を決定する基準としてあらかじめ作成するものである。

今回の監査対象契約において、この予定価格を設定しているにもかかわらず書類等に明示されていないものがあった。

上述のように予定価格は契約の決裁担当者の判断に資するものであるので、回議書等において明示することが望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成28年9月末(措置済み)】

平成28年3月に「業務委託契約・リース契約事務の手引き」を作成し、各所管課に通知しました。手引きの中で、予定価格の決定は事務専決規程に基づき行ない、予定価格調書に事務専決規程に基づく設定者が記名押印するよう定めています。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【13】－(6)
回答所属	調度課
項目	【意見89】契約保証金の徴収に金額基準を設けることについて

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書196頁】

地方自治法施行令第167条の16第1項において、「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。」として、契約を締結する場合には契約保証金を徴収することが原則となっている。

一方、この地方自治法施行令による原則的取扱いに対し、東大阪市財務規則第117条において契約保証金を免除できる場合を以下の5つの場合に限定的に列挙している。

(1) 契約者が、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書が提出されたとき。

(2) 本市が、契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 指名競争入札、随意契約又はせり売りにより、契約を締結する場合において契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

(5) 法令に基づき、代金の納付について延納が認められている場合において、確実な担保が提供されたとき。

また、庁内の事務通知によって、契約金額が500万円を超える契約については原則として契約保証金を徴収することを実務上の指針としている。さらには教育委員会文化財課のように「過去3年間契約不履行がなければ契約保証金は免除する」という取扱いを実施しているところもある。

これらの契約保証金の例外的取扱いのうち、東大阪市財務規則第117条に定める5つの場合は、「契約の履行を担保する」という契約保証金を徴収する本来の目的を実質的に達成できているもので、地方自治法施行令の規定の趣旨に矛盾するものではない。また、事務通知によって500万円という金額の基準を設けていることは、これが契約不履行に至った時に本市の重要な損害を与えない範囲であるとの考え方も理解可能である。

しかし、各所管課が独自に免除についての取扱いを決定している現状は、同一の事業者であっても、契約先の所管課によって取扱いが異なるという不合理を生ずる。

もちろん全ての契約について契約保証金を徴収するか否かを判断するのは現実的ではないが、「契約の履行を担保する」という制度の趣旨を最大限達成できるように、契約の種類や委託先の規模、これまでの契約実績等の多面的な基準を設けて、全庁統一的に運用することが望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成28年9月末(措置済み)】

「業務委託契約・リース契約事務の手引き」を作成し、各所管課に通知しました。手引きの中で、東大阪市を被保険者とする履行保証保険に締結し当該契約書が提出された場合は、財務規則第117条第1項第1号により契約保証金を免除することができ、また、契約金額が税込500万円未満の契約については財務規則第117条第1項第3号により契約保証金を免除することができ、また、契約の相手方が、本市外郭団体、自治会等で契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときについても財務規則第117条第1項第3号により契約保証金を免除することができるとしていますが、それ以外の場合においては基本的に免除できないものと指導しています。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【13】－(7)
回答所属	調度課
項目	【意見90】再委託の状況の把握について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書197頁】

基本的に全ての契約について、契約条項で再委託は原則として禁止しており、再委託が認められるのは市による承認を得た場合のみとしている。

しかしこの「市による許可」の方法について、現状決まった様式や方法はない。

また、今回実施した各所管課へのアンケート調査において、再委託の状況についても調査を行ったが、再委託の状況、金額について「不明である」等所管課が把握していないものも散見された。

再委託を原則として禁止するのは、品質管理、情報管理の面から契約時の予見を超える事態が発生するのを防ぐためであり、再委託をする場合に市による承認を求めるのは、これらのリスクの範囲を予め把握する必要があるからである。

このような趣旨からも、再委託の状況を各所管課において把握することは必須であると考えられるので、契約を締結する際には、定められた様式で再委託に関する調査票のようなものを提出させる等の手続きを行うことが有効と考えられる。

また、再委託の状況を把握した結果、委託事業に占める再委託の割合が非常に高い場合には、その委託先と契約する必要性自体が問われるものとなることにも留意することが望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成28年9月末(措置済み)】

「業務委託契約・リース契約事務の手引き」を作成し、各所管課に通知しました。手引きの中で、契約業者が委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託する再委託については原則として禁止とし、やむを得ず再委託をする場合は、あらかじめ「承認願」及び「承認書」による承諾が必要であるとしています。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【13】－(8)
回答所属	調度課
項目	【意見91】業務委託契約の完了確認について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書198頁】

委託業務の完了時において作成される完了の検査報告書等の様式が各所管課によって様々で、検査者の確認印や承認者の承認印が押印されていないものもある等、その運用方法が統一されていない。

委託した業務等の検査について、地方自治法第234条の2第1項においては、「契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査をしなければならない。」とし、地方自治法施行令第167条の15第2項において、「検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならない。」とされている。

このように市にとって完了の検査は、提供された役務等が当初予定していた品質水準を保っているかを確認するとともに、契約の終了を明らかにし、支払いの手續への移行を認める重要な手続きであるため、業務内容・契約の条項が委託業務ごとに多少異なるとしても、納品物の現品検査・設置検査や、業務終了日の確認、検査の責任者名等最低限明らかにしておくべき項目はいくつか考えられる。

完了確認の責任は、一義的には各所管課にあるものの、より効果的に検査を実施するため、予めある程度検査の項目等を標準化し、その運用の方法もマニュアル等を作成した上で統一することが望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成28年9月末(一部措置済み)】

「業務委託契約・リース契約事務の手引き」を作成し、各所管課に通知しました。また今回のご指摘を踏まえ、手引きを改訂するよう検討してまいります。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【13】 - (9)
回答所属	調度課
項目	【意見92】財務会計システムへの契約情報の登録の正確性について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書198頁】

各所管課は契約の締結にあたり、予算管理、契約管理、支払管理等の目的のため財務会計システムに契約情報を登録しているが、例えば随意契約の単価契約の場合に、契約方法の選択肢が「随意契約」と「単価契約」の双方があることでどちらを選択すべきか判断ができない。また、契約方法が随意契約であるにもかかわらず指名競争入札と登録されている等登録誤りが散見され、各所管課による財務会計システムへの登録の信頼性に疑問が残る。

管理目的を適切に遂行できるようにするため、財務会計システムへの正確な登録が望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成28年9月末(未措置)】

システムへの入力各所管課の判断に委ねているところですが、入力方法の統一を図り、各所管課に対して周知するよう検討中です。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【13】－(10)
回答所属	調度課
項目	【意見93】財務会計システムの契約情報の有効活用について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書199頁】

市で現在運用している財務会計システムには、全ての契約についてそれぞれ所管課名、種類、金額、相手先など契約に関する事項が登録されており、全庁的な契約状況に関する情報が集約されている。

もちろん、もともと契約管理のためのシステムではないので、契約管理に必要な全ての情報が登録されているわけではないが、全庁的な契約状況の把握、部署別の契約の傾向などを把握することは可能である。

現状においては全庁的な契約の状況を把握・分析することは行われておらず、また、一定の金額以下の契約については調度課の目を通らずに各所管課に一任されていることを思料すると、この財務会計システムの情報を加工・分析し、契約の傾向などを予め把握した上で要点を絞って各所管課にヒアリング等を行うことで、契約の相当性を効率的に確認することは可能と考える。今後においては、財務会計システムの情報を有効活用の方法の検討が望まれる。

なお、例外的な取扱いや法定の開示の事務の遂行をモニタリングするため、財務会計システムへの登録項目を追加することも検討されたい。具体的には、随意契約の際の根拠条項(号)、再委託契約の有無、契約の継続年数等が考えられる。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成28年9月末(一部措置済み)】

契約手続きに関しては「業務委託契約・リース契約事務の手引き」等で指導しているところであり、ヒアリング等の実施については体制として困難な状況ではありますが、手引きを拡充させることで対応してまいります。また財務会計システムへの登録項目追加に関しては、大幅なシステム改修が必要となるため、対応は困難であると思われまます。

H26年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【13】－(11)
回答所属	調度課
項目	【意見94】地方自治法施行令第167条の2第1項第3号、第4号の公表について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書199頁】

東大阪市財務規則第108条の3において、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の随意契約(以下、3号随意契約、4号随意契約)については、一定の公表が求められている。

また一方で、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び東大阪市財務規則第108条の2において、予定価格が以下の金額を超えない契約(少額の契約)については地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に該当する随意契約(以下、1号随意契約)との分類があり、契約の相手先が3号随意契約、あるいは4号随意契約に該当する場合でも公表を行っていない。

少額である基準

- (1) 工事又は製造の請負 1,300,000円
- (2) 財産の買入れ 800,000円
- (3) 物件の借入れ 400,000円
- (4) 財産の売払い 300,000円
- (5) 物件の貸付け 300,000円
- (6) 上記以外のもの 500,000円

もともと公表を行う趣旨は、3号随意契約については、障害者、高齢者、寡婦福祉に資する団体との取引、4号随意契約については新商品等を開発する中小企業などとの取引を積極的に公表することで、これらの団体等の事業・商品等を広く知らしめることにある。

したがってこれらの団体等との取引については、金額的に少額として1号随意契約という分類ではなく、3号あるいは4号の随意契約として全て公表することが望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成28年9月末(見解の相違)】

1号随意契約と他の号の随意契約が併合する場合は、他の号は適用せず1号随意契約を適用するものとし、また「東大阪市随意契約ガイドライン」でもそのように指示しています。そのため、性質上3号4号随意契約にあたるものであっても、財務規則第108条の2に定める額を超えない場合は、公表を行わないものとしております。